

琵琶湖・淀川流域は、我が国有数の人口・資産が集積する地域であると同時に、世界的にも希少な古代湖である琵琶湖を中心に豊かな自然がはぐくまれ、多くの歴史文化資産が残されてきた地域である。しかしながら、高度成長期の開発等により、流域における人と川とのかかわり、水・土砂移動・生き物の生息・生育環境の連続性等が「分断」され、貴重な自然や水と人とのつながりが損なわれてきた。

この琵琶湖・淀川流域圏を健全な姿に再生して次世代に継承するため、この「分断」を「連続」に転換し、「水でつなぐ“人・自然・文化”」を基本コンセプトに、以下の戦略のもとで、流域圏のあらゆる関係機関が連携して具体的な行動を展開していく。

これらの行動を通じて、豊かな生態系を育み淡水魚類の宝庫である琵琶湖・淀川、京と大阪を結ぶ動脈としての淀川、水の都大阪、かつてあった町なかのせせらぎ、川を向いた街並、豊かで清浄な水等の再生を目指す。

戦略1：生命（いのち）の水を再生する

琵琶湖・淀川を構成する基礎的要素である水は、生態系や人間にとって不可欠な存在、いわば「生命の水」であり、健全な水循環系の保全再生を目指し、水源かん養機能の保全、水質の改善、及び水量の確保等、「生命（いのち）の水再生」アクションプランを平成17年度に策定し、その着実な実施を図る。

適正な水管理のための水環境改善計画の作成

- ・寝屋川等の都市内流域、琵琶湖流入河川や木津川、桂川等の上流河川等、いくつかの流域をモデル流域として設定し、水源かん養機能や地下水流動等まで含めた水循環系について調査研究を行い、適正な水管理のための水環境改善計画を作成する。これらのモデル流域において、森林管理、緑地保全、透水性舗装等の対策が水質、水量等に与える効果を検証する。

安定した水量の確保

- ・必要なときに安定して水が利用でき、また生物の生息・生育のためにも河川や流域内の水域の流量を確保するため、水資源開発施設の連携運用、再編や整備、節水意識の醸成等を行う。また、さらなる効率的な水運用を目指してダム操作、水利権許可等の見直しについて検討する。

水質の改善

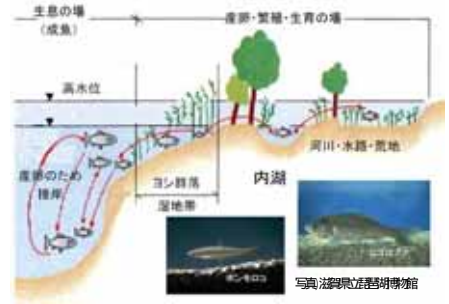
- ・人々が安心して利用でき、多様な生物が生息・生育できる水質を確保するため、流域圏全体で、例えば「みんなが泳げる南湖・淀川の復活」等の具体的な目標を定めた水質改善プログラムを定め、面源負荷対策、下水道整備等を推進する。

自然な河原の復元

- ・自然の流況に近づけるため、ダム・堰の運用により水位変動や攪乱の増大を図り、自然な河原を復元する。

生態系と調和した琵琶湖水位変動への改善

- 琵琶湖水位の季節変動が、魚類の産卵等、生物の生息・生育にとって望ましくなるよう、治水、利水上の課題や、生活、産業への影響を踏まえ、瀬田川洗堰等の運用、貯留施設の活用等を検討し、琵琶湖水位の変動を改善する。



戦略2：水辺をつなぐ

淀川、木津川、桂川、猪名川等の各河川沿いや琵琶湖周辺に、舟運、サイクリング、ウォーキングで水辺をつなぐ「みずべプロムナードネットワーク」を構築する。そのため、遊歩道、航路等の連続性の総点検を行い、河川環境への影響や利用の動向を踏まえた上で分断されている箇所を計画的な解消を図る。

「みずべプロムナードネットワーク」

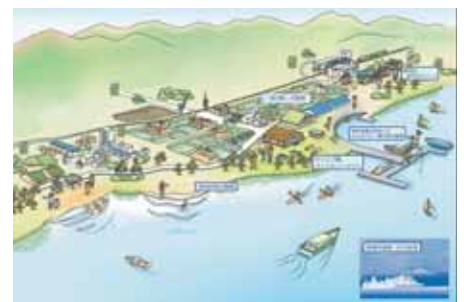
- 淀川河口から伏見港までの航路を確保する。(淀川大堰の閘門設置等、河道整備、伏見港の整備)
- 琵琶湖・淀川の船着場、港を整備する。
- 河川敷をつなぐ連続した「水辺の小径」を確保するため、遊歩道等が分断されている箇所を点検・公表し、計画的に整備を行う。
- 河川の歴史、文化、自然等の情報を掲載した水辺ガイドブックを作成する。
- 歴史街道、なぎさ海道等と連携し、みずべプロムナードネットワークを歴史や文化をテーマに周遊できるモデルコースとして活用する。

戦略3：水辺の拠点を整備する

水辺プロムナード周辺において「川の駅」「湖の駅」を設置する等、川に向けた街づくりを進める。

「川の駅」「湖の駅」の整備

- 周辺の自然、風景、歴史的建造物等のまちづくりとの調和を図り、情報発信、交流のできる施設等を備えた「川の駅」「湖の駅」を整備する。
- 今後10年間のなるべく早い時期に、八軒家周辺、三川合流周辺、伏見港周辺、烏丸半島周辺等30箇所について供用を目指す。
- 琵琶湖においては、大規模地震時等におけるリダンダンシー機能を強化するため、「湖の駅」を防災湖上輸送ネットワークの拠点としても活用する。



水の回廊の整備

- ・水の都大阪の都心部を口の字に囲む道頓堀川、東横堀川等の水の回廊部において、周辺のまちづくりと一体となった水辺の整備、舟運による都市内クルーズの活性化等を進める。



八軒家浜の整備

- ・熊野街道と水の回廊との結節点である八軒家浜において、船着場等、水上交通ターミナルを整備するとともに、歴史や文化を活かしながら多くの人々が憩い集えるような水辺空間整備を行う。また、NPO等の活動拠点となるセンターや資料館等を整備し、淀川の歴史・文化に関する情報発信等を行う。



枚方周辺の整備

- ・古くから宿場町として賑わい、くらわんか船でも有名な枚方において、舟運を活用し、駅前から水辺まで一体となったまちづくりを進める。このため、スーパー堤防の整備にあわせたまちづくり、駅・まち・川・船着場をつなぐ動線整備、河川公園の整備等を行う。



淀川三川合流部周辺の整備

- ・淀川、木津川、桂川の三川の合流部周辺で、鉄道、道路、舟運のネットワークを活かして、広域防災拠点機能や環境学習機能を備えた地域間交流拠点の整備を図る。



社会実験等の活用

- ・水辺のより積極的な活用を図るために、社会実験等を活用した取り組みを行う。
「川の駅」「湖の駅」等における民間事業者によるオープンカフェの設置やフリーマーケット、野外コンサートの開催等、河川占用許可等の特例措置についての社会実験を行う。
船着場等における使用申請許可手続きの簡素化を行うとともに、毛馬閘門の随時解放、水上タクシー等、舟運ネットワーク活性化のための現地実験を検討する。
民間企業と連携し、例えば「みずべプロムナード1日周遊パス」等、舟運や公共交通機関、レンタサイクル等を活用した企画を検討する。

戦略4：まちにせせらぎを導入する

水枯れの生じている河川や流域内の水路に水を取り戻すとともに、例えば御堂筋や駅前再開発地区等に導水を行う等、水利用の弾力的運用や未利用水の活用を図り、まちなかにせせらぎを導入する。

京（みやこ）の川づくり

- ・現在、水が流れていない京都市内の西高瀬川、堀川に清流を復活させる。

大阪駅北地区のせせらぎ導入

- ・大阪駅北地区において、水路・緑地の創出等による水と緑のネットワークを活かしたまちづくりを行う。

古都における環境防災用水の導入

- ・災害時の火災等から、歴史文化遺産と地域を一体として守り、伝統的なまちなみや景観を保存・継承するために、河川や水路、自然のため池等の様々な水利を活用した環境防災水利の導入を、例えば清水寺及びその周辺等において進める。また、防災水利の整備状況と合わせた建築基準法の規制緩和等について検討する。



戦略5：流域圏の自然環境をつなぐ

琵琶湖・淀川流域圏の湖沼・河川・水路・河畔林・里山・森林等の連続性が分断された自然環境をつなぎ、流域の生態系ネットワークを再生する。

水ネットワークの連続性の点検

- ・流域圏内の湖沼・河川・水路、さらに森林域、水田等につながる水ネットワークを対象に生物の移動の観点から水域の連続性の点検を行い、その結果を水域の健康診断として取りまとめて公表する。

水域の連続性の修復

- ・水域の健康診断をもとに、水域の分断されている箇所を修復を計画的に行う。
- ・修復後の改善状況のモニタリングを行うとともに、その結果について公表する。
- ・先行的なモデル地域として、芥川において、アユが遡上可能な河川内の連続性の確保等の環境整備を行う。

< 水域の連続性 >



< アユが遡上する芥川再生 >



<琵琶湖南湖の再生 >



琵琶湖南湖の再生

- ・生態系が危機的状況に瀕している琵琶湖南湖を再生するため、浚渫等による湖底環境整備、ビオトープの造成や、在来魚介類の増大等の対策、点源・面源からの流入負荷対策等を行う。

内湖の再生や水辺の再生

- ・琵琶湖岸の内湖を再生するとともに、堤脚水路等、湖岸の再自然化を行う。
- ・鵜殿地区において河原の切り下げによりヨシ原の再生を行う。
- ・淀川においてワンドを整備する。また新たな水制工の設置により、ワンドの創出のための現地実験を行う。

<ワンドの保全再生 >



琵琶湖・淀川流域圏フォレストネットワークの組織化

- ・様々な主体の参加による間伐の実施等、森林の適正な管理に向けた取り組みを組織化し、「琵琶湖・淀川流域圏フォレストネットワーク」を確立し、取り組み間での交流を推進する。

<田上山百年の森づくり>



琵琶湖・淀川流域圏ならではの種の保全

- ・流域内府県他、関係機関が連携して「外来種対策委員会」を設置し、外来種の予防・駆除を推進する。
- ・セタシジミ、ニゴロブナ、イタセンパラ、アユモドキ等、琵琶湖・淀川流域圏に生息・生育する固有種や天然記念物等、特徴ある種の保護増殖を行う。

戦略6：水と人とのつながりを取りもどす

琵琶湖・淀川そのものを「流域ミュージアム」とし、水にかかわる自然、歴史、文化等について、学習・体験するなかで、水と人とのつながりを再認識できるよう、情報発信や施設整備を行う。また、水と人々の暮らしのかかわり方として伝承されてきた流域の「水文化」を、健全な形で次世代につなぎ、水にかかわる知恵を継承・発展していくために「水との復縁」運動を展開する。

琵琶湖・淀川の「流域ミュージアム」化

- ・琵琶湖・淀川そのものを、水にかかわる自然、歴史、文化等について学習・体験できる「流域ミュージアム」として活用する。このため、案内板の設置、ボランティアガイドの活用、マップの作成等、フィールド学習や体験の場として利用しやすいようなツールの整備を行う。また、琵琶湖・淀川流域で培われ継承されてきた水に関する多くの歴史文化遺産や、水に関する情報を有する資料館、博物館、ビジターセンター等をネットワークし、琵琶湖・淀川の自然・歴史・文化・防災・地理等に関する情報発信を行う。なお、ビジターセンター等の運営やボランティアガイドへのNPO等の積極的な参加を求め、これを支援する。

<アクア琵琶>



「水との復縁」運動の展開

(水文化・歴史の再発見)

- ・流域圏の水文化・歴史を再発見し情報発信するため、生活文化として息づいてきた流域内の井戸や名水の現状調査、水文化を伝承する「琵琶湖・淀川の語り部」の認定・活用、近代を支えた産業遺産である流域の土木遺産の保存、河原の文化を復元するため阿国歌舞伎等の復活、水と人とのかかわりのなかで育まれた漁業文化、食文化、祭り等の文化の保存・継承、歴史街道推進協議会と連携した「水文化探訪ツアー」「歴史探訪ツアー」等の取り組みを行う。

(流域一斉行動の実施)

- ・水と暮らしのかかわりを再認識するため、家庭からの污水排水を極力減らす流域一斉排水対策、水の大切さを理解するための節水キャンペーンや断水生活体験、水害に対する防災意識を高める避難訓練、ヒートアイランド現象の緩和にも資する「打ち水大作戦」等について、流域全体で一斉行動に取り組む。

(先人の体験と知恵の継承)

- ・洪水や渇水等の危機に対応する「先人の体験と知恵」を継承していくため、災害体験や災害時の行動様式、災害時の知恵や工夫などを発掘し、記録として残すとともに、地域住民に対して積極的な情報発信を行う。

(上下流交流の促進)

- ・流域圏内での上下流意識を醸成し、上下流交流を深めるため、流域水源探訪ツアー等の実施、流域圏内での地産地消を促進する「琵琶湖・淀川ブランド」の確立、都市住民等の参加による水源地の森づくり、流域圏内の学校間交流等を積極的に実施する。

戦略7：計画を推進するしくみを作る

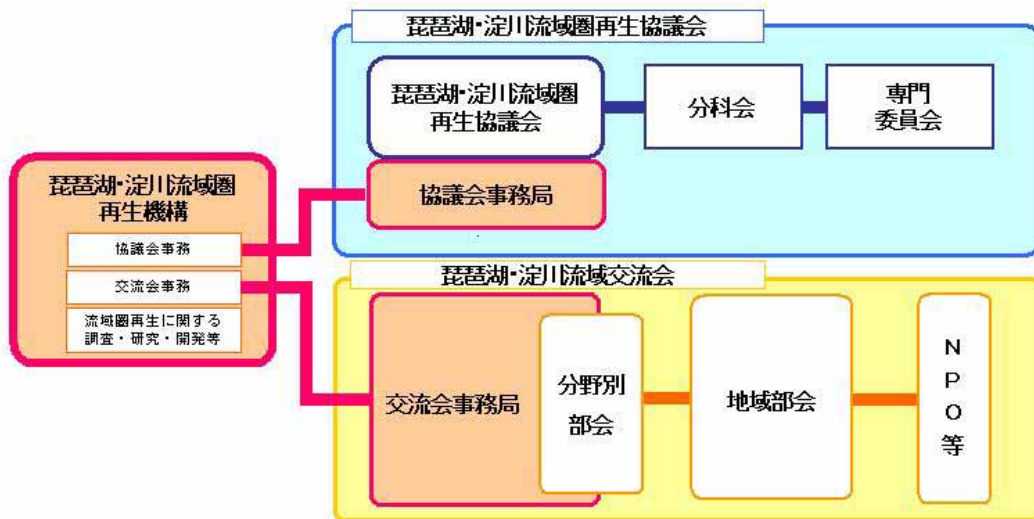
琵琶湖・淀川流域圏の再生計画を推進するため、統合的流域管理の視点に立って行政機関等が協議・調整を行う場として「琵琶湖・淀川流域圏再生協議会」を設置するとともに、計画推進を確実なものとするために、計画の進捗状況とその評価について公開による年次報告会を実施し、その結果について、必要に応じて第三者を含めた評価委員会に報告する。また、再生計画をNPO等と連携を図りつつ推進するため、各種活動を支える橋渡し役となる組織として「琵琶湖・淀川流域圏再生機構」を設置するとともに、流域圏における情報拠点、交流拠点となる「流域再生コアセンター」を設置する。

琵琶湖・淀川流域圏再生協議会の設置

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画の具体的な展開を図るために各関係機関の協議・調整、各プロジェクトの達成度・効果等の評価を行う機関として、「琵琶湖・淀川流域圏再生協議会」を設置する。また、本協議会に各分野、テーマ毎に「分科会」及び個別課題や専門的な事柄について学識経験者やNPO等を交え意見交換や技術的検討を行う「専門委員会」を設置する。

琵琶湖・淀川流域圏再生機構の設置

「琵琶湖・淀川流域圏再生協議会」の事務局、NPO間の情報交換や交流を深める機会を提供しNPO等の交流ネットワークをサポートする「琵琶湖・淀川流域交流会」の事務局としての役割をあわせ持つ「琵琶湖・淀川流域圏再生機構」を設置する。「琵琶湖・淀川流域圏再生機構」の設置については、「(財)琵琶湖・淀川水質保全機構」の組織体制を拡充し、活用することも一方策であると考えられるので、今後関係機関と調整し検討を進める。





琵琶湖・淀川流域圏の再生計画

～ 水でつなぐ “人・自然・文化”

琵琶湖・淀川流域圏 ～

平成 17 年 3 月 30 日

琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会

目 次

■はじめに

■琵琶湖・淀川流域圏の現状と課題	1
自然環境	2
都市環境	11
歴史・文化	19
流域の連携	24
■琵琶湖・淀川流域圏の再生に向けての基本的な考え方	28
基本理念	28
基本方針	29
計画期間	30
■琵琶湖・淀川流域圏の再生プログラム	31
みずべプロムナードネットワーク	32
水辺の生態系保全再生・ネットワーク	38
水辺の賑わい創出	44
流域水環境再生	50
流域連携	57
■琵琶湖・淀川流域圏の再生計画の推進方策	61

■ はじめに

琵琶湖・淀川流域では、平安京をはじめとする都が千数百年にわたって引き継がれ、わが国の政治・経済・文化の中心地として栄えてきた。その繁栄を支えたのは、琵琶湖・淀川を中心とした交通、物流網であり、また都の周辺部においては豊かな自然の中で、森林や農用地が一定の役割を果たしてきた。琵琶湖・淀川流域は、このように長きにわたり自然と人間の活動が調和した生活経済圏を維持してきた。

近代以降、琵琶湖・淀川流域は、都市化の進展により、大阪、京都をはじめとする多くの都市が発展し、我が国有数の人口、資産が集積した地域となった。その一方で、農山村地域からの人口の流出、産業構造の変化、自然素材の生産物から各種の工業生産物への転換等、流域資源に依存しない産業形態が進展した。また、従来の湿地低地等の河川氾濫原にも都市域が拡大していった。

高度成長から安定成長へ向かう 1977 年に策定された三全総では、地方を振興し、過密過疎に対処しながら都市、農山漁村を一体とした新しい生活圏を確立することを目指し、流域圏に着目した定住圏構想が示された。それ以降も都市的土地利用は進展し、生活様式の変化、流域内外に広がった交通網と情報ネットワークの形成等により、流域で構成されていた生活経済圏が変化するとともに、人口や産業の集中により環境負荷も増大して、流域の環境は変化していった。

1998 年に策定された「21 世紀の国土のグランドデザイン」では、定住圏としての流域圏ではなく、自然環境等の面での結びつきが中心である流域に加え、洪水時等に影響を受ける氾濫原、及び人間活動のための水利用地域を含む圏域が流域圏として定義された。琵琶湖・淀川流域圏の京都や大阪等の都市は、古来、田上山等の木材によって数々の都が造営されたように、流域がもたらす様々な恵みを享受し、成立・維持してきたことから、流域圏の都市は流域によって育まれてきたといえる。

2003 年 3 月には、京都、滋賀、大阪で第 3 回世界水フォーラムが開催され、水は持続可能な開発や人の健康や福祉にとって不可欠なものであること、水問題を優先課題とし統合的水資源管理を促進すること等、閣僚宣言として琵琶湖・淀川流域からのメッセージが世界に発信された。

2003 年 11 月 28 日には、都市再生本部において、第 6 次都市再生プロジェクトとして「琵琶湖・淀川流域圏の再生」が決定された。これを受け琵琶湖・淀川流域圏に深い関わりを有している関係省庁及び地方公共団体からなる「琵琶湖・淀川流域圏の再生」協議会を設置し、流域圏として一体的・総合的な施策を展開するために、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」を策定した。琵琶湖・淀川流域圏を健全な姿で次世代に継承するため、「水でつなぐ“人・自然・文化”」を基本コンセプトに、流域圏のあらゆる関係機関が連携して本計画を推進し、「歴史・文化を活かし自然と共生する流域圏・都市圏の再生」の実現を目指すものである。

■ 琵琶湖・淀川流域圏の現状と課題

琵琶湖・淀川流域圏の現状と課題を以下の4つの視点で整理した。

○自然環境

世界有数の古代湖である琵琶湖等、表情豊かな自然を有している琵琶湖・淀川流域圏であるが、過度な利用により豊かな自然が損なわれつつあり、その保全再生を図る必要がある。

○都市環境

水によって育まれてきた琵琶湖・淀川流域圏の多くの都市では、近年、水と都市との関係が希薄になりつつあり、その関係を再構築する必要がある。

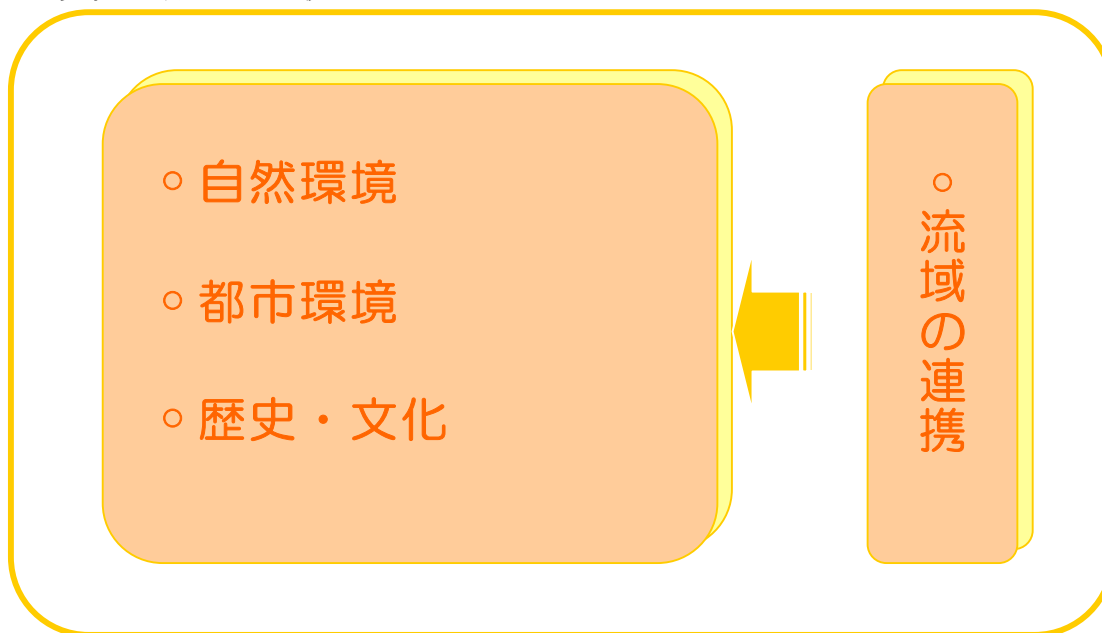
○歴史・文化

琵琶湖・淀川流域圏は、平安京をはじめとする数々の都が栄えた歴史を有し、これまでに蓄積されてきた水文化を継承する必要がある。

○流域の連携

琵琶湖・淀川流域圏に関係する様々な地域や市民、企業、行政等の主体が一体となって、これらの課題に取り組む必要がある。

<現状と課題4つの視点>



1. 自然環境

(1) 流域

- 琵琶湖・淀川流域の人口は、高度経済成長期には急激な増加傾向を示したが、近年は横ばいないし減少傾向となっている。
- 産業別就業人口で見ると、第3次産業人口の割合が増加しており、第1次産業人口の割合は減少している。

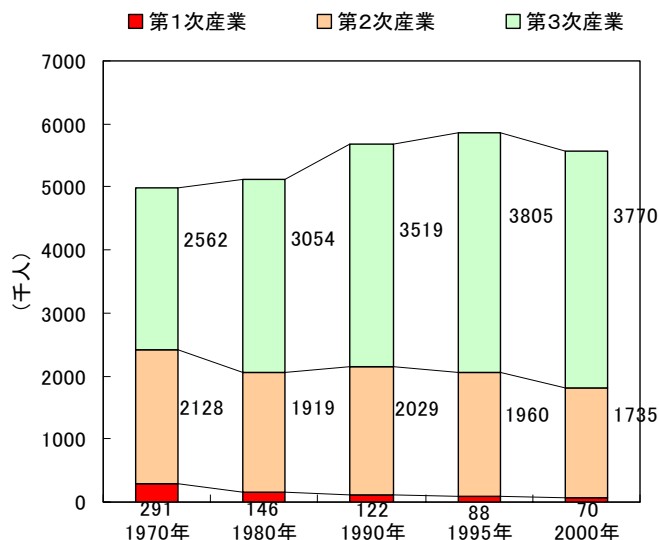


図 1-1-1 流域の産業別就業人口

集計対象地域：琵琶湖・淀川流域に一部または全部が含まれる市町村
出典)BYQ水環境レポート 2003 より作成

- 市街地の増加により、農用地や山林が減少しており、農業・森林の多面的機能の発揮に支障が生じている。

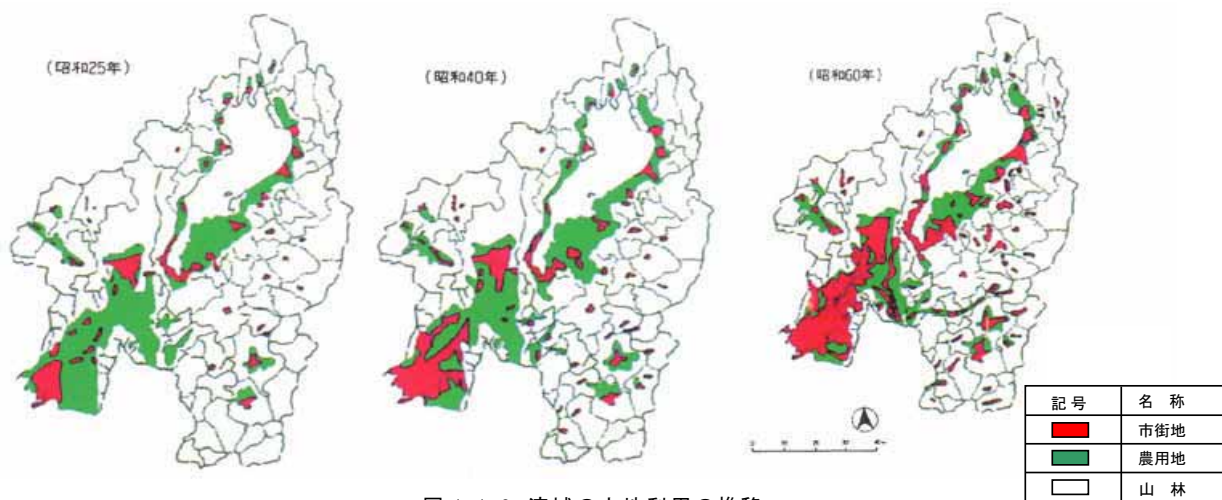


図 1-1-2 流域の土地利用の推移

課題(流域)

- 人口増加に伴う市街化の結果、流域での生物の生息・生育環境が著しく変化した。このため、河川空間、田園空間、山林等多様な生物の生息・生育空間の連続性を確保し、流域として一体となった自然環境の保全再生が望まれる。
- 丘陵地の樹林や山林の減少、管理が行き届かない森林の増加、田園部の都市化等により健全な水循環が損なわれている。このため農用地の保全や森林の再生、土地利用の適正化等により、流域の健全な水循環の回復が望まれる。

(2) 水域の生態系

- 湖岸整備や土地利用の変化により、内湖、ヨシ帯等が失われた。また、内湖等が失われたこと等により、琵琶湖と水田等とのネットワークが分断されている所がある。

- ・ 内湖：昭和 15 年 37 ヶ所 (2,902ha)
⇒平成 7 年 23 ヶ所 (425ha)
- ・ ヨシ帯（水域のみ）：昭和 49 年約 100ha
⇒平成 14 年約 80ha
- ・ 前浜：昭和 40 年 154ha
⇒平成 7 年 131ha
- ・ 琵琶湖湖岸底質：昭和 44 年以降、砂泥質が減少、泥質が増加

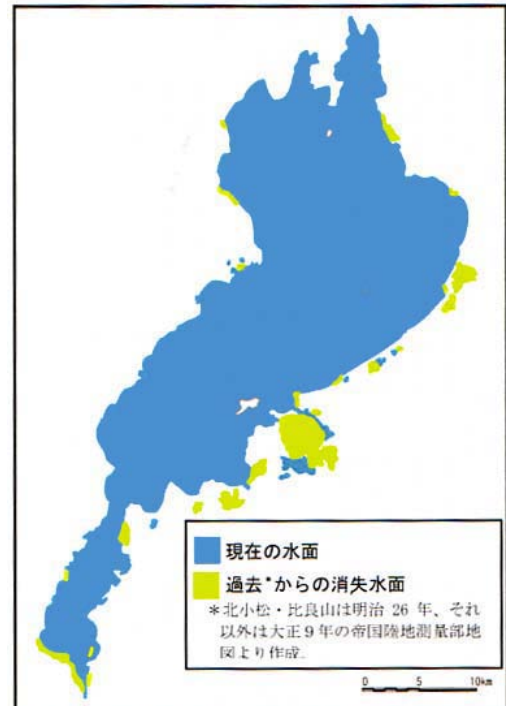


図 1-2-1 琵琶湖の現在の水面と過去からの消失水面
出典)20 世紀における琵琶湖・淀川水系が歩んできた道のり

- これまでの河川整備により、洪水に対する安全性を高めた一方で、構築してきた堤防や高水敷、単調な形状の低水路等によって、河川形状が横断方向に連続性が分断されているところがある。
- 堰や床止め等の横断工作物によって縦断方向に連続性が分断されているところもある。
- 干潟、ワンド、ヨシ原、たまり等の湿地帯、瀬と淵が減少している。



写真 1-2-1 河川の縦断方向の連続性分断
(横断工作物)



写真 1-2-2 河川の横断方向の連続性分断
(水域～高水敷・堤防～河川区域外)



1973 年



1997 年

写真 1-2-3 淀川での干潟、ヨシ原の減少

■ オオクチバス、ブルーギル、ウォーターレタス等の外来種が琵琶湖・淀川流域の多くの水域に侵入・繁殖している。また、琵琶湖の水草帯は、生態系を構成する重要な要素であるが、その繁茂状況によっては、湖岸周辺の環境や船舶の航行、漁業活動等に支障をきたす場合がある。

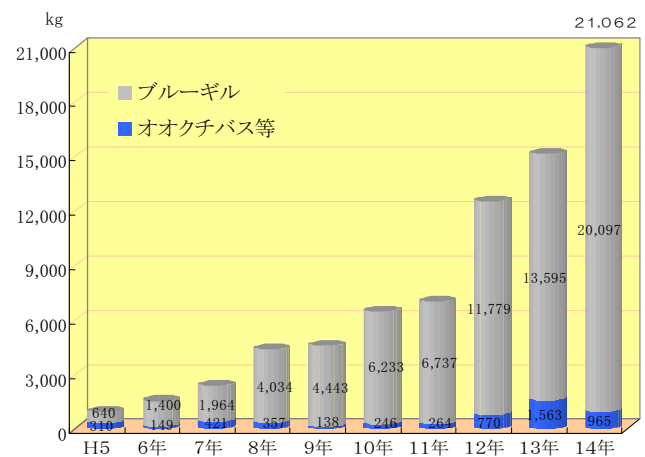


図 1-2-2 琵琶湖(南湖)の小型定置網(エリ)1統による外来魚捕獲量の推移
出典)大津漁業協同組合



写真1-2-4 オオクチバス
出典)滋賀県立琵琶湖博物館



写真1-2-5 ブルーギル
出典)滋賀県立琵琶湖博物館



写真1-2-6 ウォーターレタスの繁茂

■ 琵琶湖では、魚介類の漁獲量が減少している。

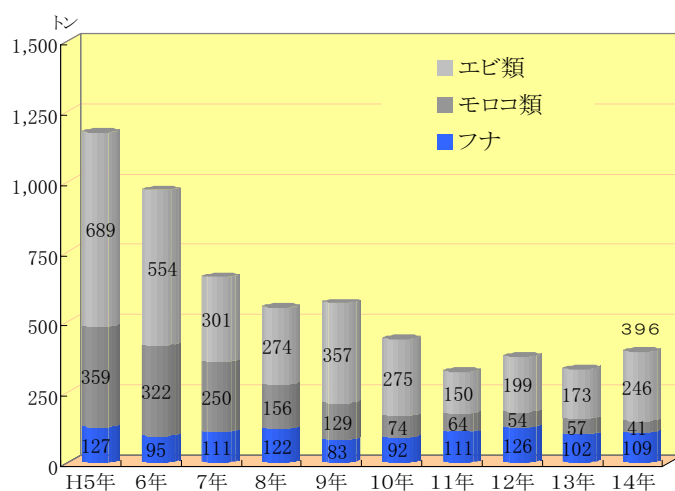


図 1-2-3 琵琶湖における重要魚介類の漁獲量の推移
出典)滋賀県農林水産統計年報(近畿農政局滋賀県統計事務所)

課題(水域の生態系)

- 琵琶湖における内湖、ヨシ帯、前浜といった水陸移行帯（エコトーン）の減少や分断、また、琵琶湖と水田等への移行経路の分断等は、ニゴロブナ、ホンモロコ等の魚類の産卵、稚魚の生息やカイツブリ等の鳥類営巣等、生物の生息・生育に影響を及ぼしているものと考えられ、琵琶湖固有の自然景観も失われつつあることから、これら湖辺域の生態系を保全再生するとともに、生物の生息・生育空間のネットワーク化が望まれる。
- 河川における瀬と淵、ワンド、たまり、ヨシ原、干潟の減少は、これらの場所を主な生息・生育場所としていたナカセコカワニナ、イタセンパラ、アユモドキ等多くの固有種、希少種の絶滅の危機を招いており、これら自然環境の保全再生及び相互のネットワーク化が望まれる。
- 河川水位の低下により湿性地在減少し、陸生植物が繁茂して砂州やヨシ原が減少する等、河川特有の環境や景観が変化してきている。
古くから雅楽器の一つである箏箏（ひちりき）のリードや葦簾（よしず）の素材として利用された歴史ある鶴殿のヨシ原、また、近畿最大のツバメのねぐらになっている生態的に貴重な向島地区のヨシ原等が失われつつあり、保全再生対策が望まれる。
- 堰、閘門や落差工等には、海と河川、河川と湖、河川と陸域の水路網等の水域を移動する生態を持つ魚類、甲殻類等の遡上・降下の妨げとなるものも見受けられ、その修復が望まれる。
- 在来種の稚魚を捕食するオオクチバス、ブルーギル等の外来種の増加やカワウの異常繁殖、水陸移行帯の変化等、様々な要因によって、在来種が減少しており、その対策が求められる。
- ワンド等に繁茂したウォーターレタスは、冬季には腐敗沈殿し、水質悪化の要因になるとともに、ワンド内の淡水貝類等、底生動物の生息環境を悪化させていることから、その対策が求められる。

(3)水環境

- 琵琶湖や淀川での水質は法令による排水規制や下水道等の整備等によって、改善されてきているが、琵琶湖や一部の河川の水質に関しては、依然として環境基準を達成できていない。

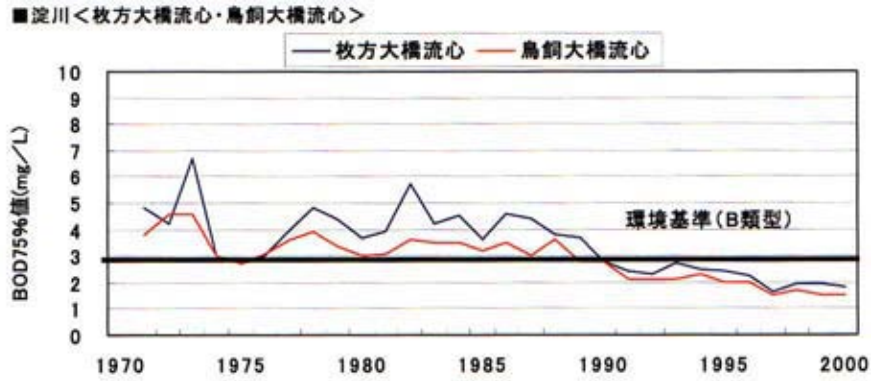


図 1-3-1 淀川でのBODの推移 (年)
出典)20世紀における琵琶湖・淀川水系が歩んできた道のり

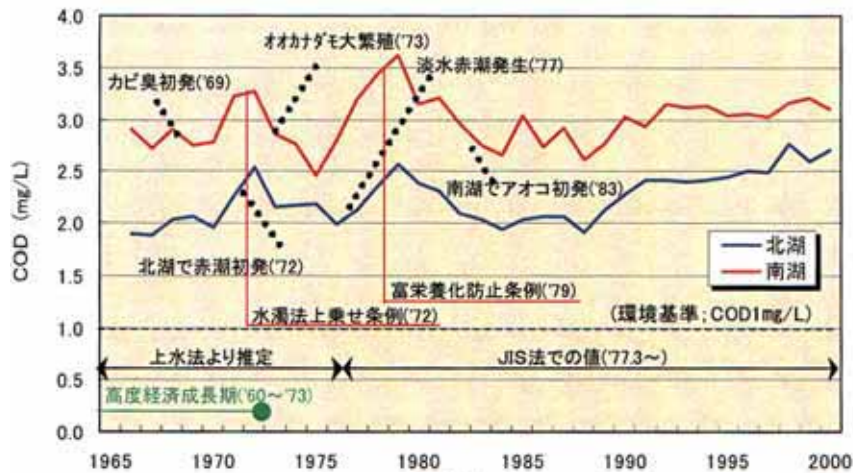


図 1-3-2 琵琶湖でのCODの推移 (年)
出典)20世紀における琵琶湖・淀川水系が歩んできた道のり

- 木津川上流等のダム貯水池では、赤潮、アオコが毎年のように発生している。



写真 1-3-1 ダムのアオコ

出典)琵琶湖・淀川を美しく変えるための試案

■ 琵琶湖や河川に流入する生活排水や事業場排水による汚濁負荷については、下水道整備や排水規制等によって、ある程度削減された結果、市街地、田畑等からの面源負荷について、その対策の重要性が増してきている。

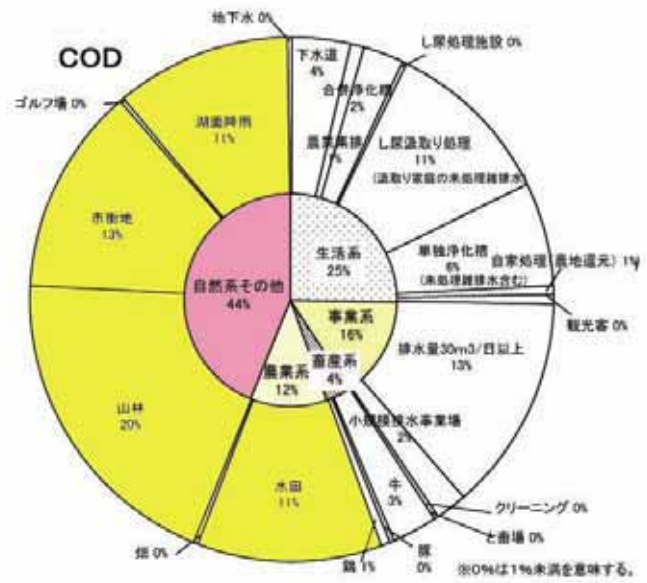


図 1-3-3 琵琶湖での発生源別の汚濁負荷割合

出典)湖沼環境保全施策の基本的あり方について

■ 琵琶湖や河川では、洗堰の操作規則を制定して以降、水量、水位の変動パターンに大きな変化があった。

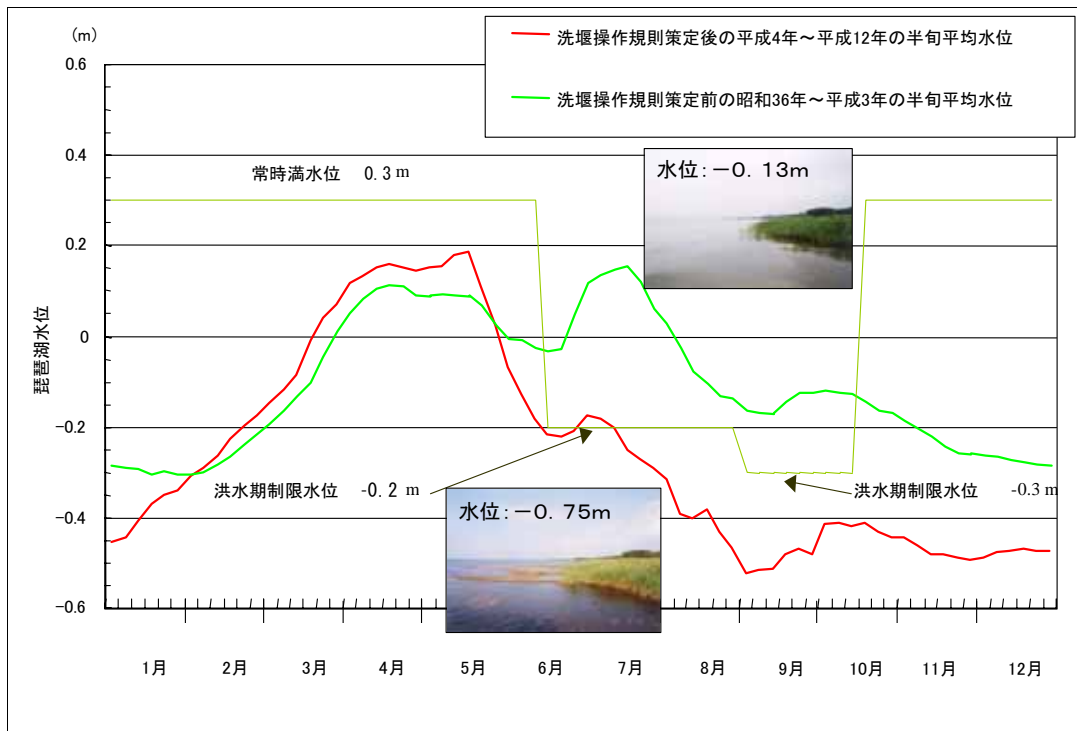


図 1-3-4 瀬田川洗堰 操作規則策定前後での琵琶湖水位の比較

- 琵琶湖流入河川の一部では、水がなくなる瀬切れがおきている。



水が流れている状態



瀬切れした状態

写真 1-3-2 滋賀県 高時川の瀬切れ(馬渡橋下流)

- 琵琶湖の水位が高い冬期間等には波浪による浜欠けが助長され、ヨシ刈り等に影響を与えているところがある。



写真1-3-3 琵琶湖の浜欠け(新海浜)

- 堰や床止め等の横断工作物によって縦断方向に連続性が分断されているところがあるほか、ダム等によって河川の流況が平滑化したため河道が固定化し砂洲が植生に覆われているところがある。



1948年



1998年 植生に覆われた砂州

写真1-3-4 河原の変化(木津川砂州) 河川の流況が平滑化したため、河道が固定化し砂洲が植生に覆われている。

- 高度経済成長期には、水利用が増加した。しかし、近年、水使用量は増加していない。

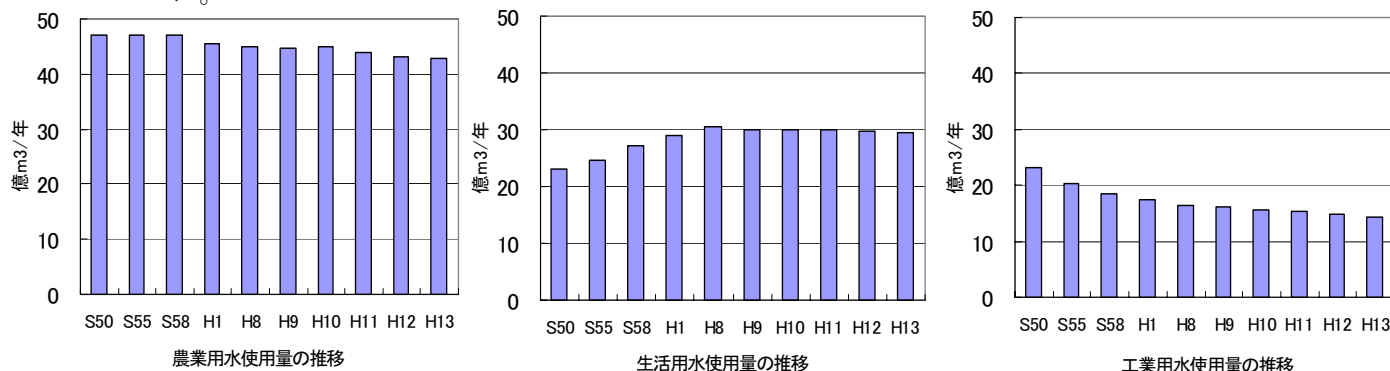


図1-3-5 近畿地域の水使用量の推移

出典)平成16年度版 日本の水資源より作成

課題(水環境)

- 琵琶湖・淀川流域の水質については、非常に悪化した高度成長期より以前の水準を目指し、さらなる水質改善が望まれる。
- 寝屋川や道頓堀川等の都市内河川は、都市における貴重な水辺空間としての役割をもっており、その価値を高めるためにも、より一層の水質改善が望まれる。
- 下水処理の高度化や、市街地排水や農業排水による汚濁負荷の低減、河川の浄化等の取り組みが行われており、一層の推進が期待される。
- 琵琶湖や淀川では水位操作に伴う水量、水位の変動パターンがコイ科の魚類等の産卵・生息に影響を与えている恐れがある。
水位操作の見直し等により、生物の生息・生育環境の保全再生を図る必要がある。
- 琵琶湖流入河川では、瀬切れが起こることにより、魚類等生物のへい死や遡上・降下等の移動ができなくなる等、生物の生息・生育環境に影響がある。
- 高度経済成長期における水利用の増加により河川水量が減少し、また、治水・利水を主目的とした流況の平滑化により河川本来のダイナミズムが失われている。このような現状を踏まえ、水利用の弾力的運用及び未利用水の活用によりかつての豊かな水量の回復を図るとともに、攪乱等の河川本来のダイナミズムを回復することが望まれる。

(4)景 観

- 滋賀県では昭和 60 年に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」(風景条例)を制定している。
- 京都府では平成 7 年に「京都府環境を守り育てる条例」を制定している。
- 大阪府では平成 10 年に「大阪府景観条例」を制定している。



写真 1-4-1 ヨシ原から竹生島を望む
(滋賀県 湖北町)
出典)滋賀県



写真 1-4-2 鴨川の流れを望む
(京都市)



写真 1-4-3 鳥飼仁和寺大橋から上流を望む
(大阪府 摂津市)
出典)大阪府

- 一部の河川利用者によるごみ投棄や流域からの流入ごみに加え、家電製品や自動車等の廃棄物の不法投棄が増加している。



写真 1-4-4 河川敷でのごみの不法投棄

課 題(景観)

- 各自治体による景観条例の制定、景観法の施行等を背景として、景観に対する住民の関心が高まっていることから、水辺を中心として歴史を育んできた琵琶湖・淀川流域圏にふさわしい、特徴ある景観を回復・創造していくことが期待される。
- ごみの散乱や油の浮いた水面等は水辺の価値を著しく低下させ、景観を損ねている。こうしたことが、人を水辺から遠ざける一因にもなっており、更に不法投棄の増加等の悪循環を生んでいる。
河川利用者のモラルを高め、ごみ投棄を減らすとともに、流域住民やNPO、ボランティアの協力による、各河川での清掃活動のさらなる取り組みが求められる。
クリーンアップキャンペーンやアドプト・プログラム等の推進による水辺空間の美化活動については、流域全体での一体的な取り組みが必要である。

2. 都市環境

(1) 快適性

- 洪水等を防ぐ目的から河岸の人工化が進んだ川や、都市化に伴う水循環の変化により普段水の流れていない川等、都市内河川の一部では親水性が失われている。また、これらの河川は周囲の景観と調和していない。



写真 2-1-1 人工化された河岸(大阪 寝屋川)

- 下水道等の整備によって水質は改善されてきた。しかし、合流式下水道整備区域では、雨水と汚水を一緒に下水管へ取り込むため、処理能力を超えた雨が降った時には、汚水の一部が雨水とともに未処理のまま河川等へ流出している。

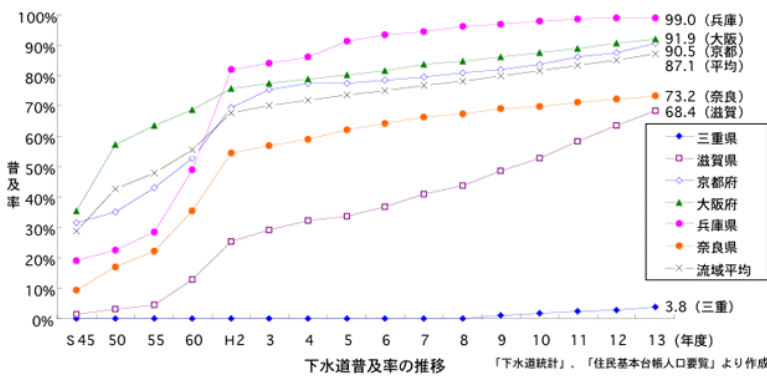


図 2-1-1 流域の下水道普及率の推移

出典)琵琶湖淀川水質保全機構

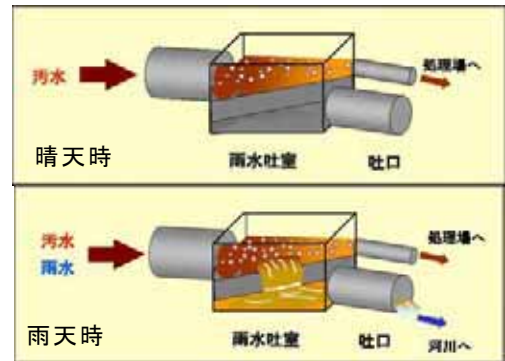


図 2-1-2 合流式下水道の晴天時、雨天時の水の流れ

出典)京都市上下水道局

- 淀川流域では下水の二次処理水が河川等に放流されている地域がある。

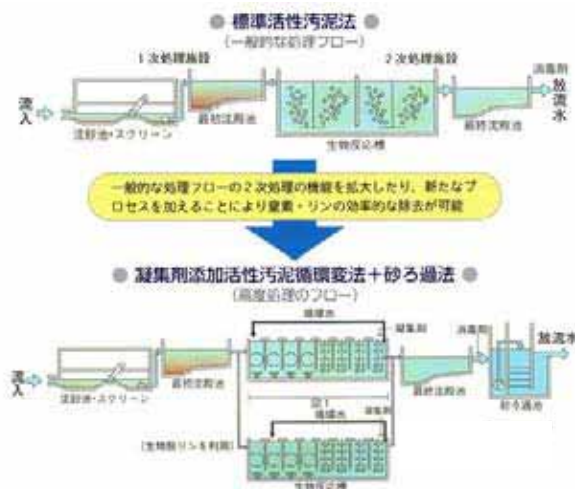


図 2-1-3 二次処理と高度処理

出典)滋賀県下水道公社 パンフレット

- ヒートアイランド現象として、大阪市、京都市等で周囲より特に気温の高い範囲が分布している。

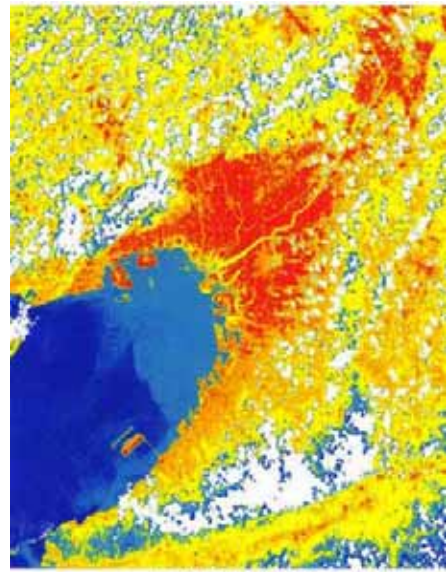


図2-1-4

大阪府周辺の気温分布(平成14年7月30日午前10時23分)
(ランドサットから得られた地表面温度分布データから
地上の気温を推定)

注)白は雲がかかっている部分、青は26.3～26.6℃、シアンは～
27.5℃、黄は～29.5℃、オレンジは～31.5℃、赤は31.5℃以上

出典)大阪府

課題(快適性)

- 大阪の寝屋川・道頓堀川、京都の西高瀬川・堀川等の都市内河川は、やすらぎとうるおいのある水辺空間として重要な役割を期待されており、市民にわかりやすい河川水質の指標の設定、親水性の向上を図るための整備、水の流れの復活等が望まれる。
- 合流式下水道では、処理能力を超えた雨が降った時には雨水吐口から雨水だけでなく、汚水の一部が雨水とともに未処理のまま流出し、水質汚濁の原因の一つとなっている。
京都市や大阪市等の古くから下水道が整備された都市部では、合流式下水道が多く採用されていることから、改善が望まれる。
- 大阪市等の都市内河川では、水量に占める下水処理水の割合が高く、また下流の大阪湾への窒素やリンの負荷を減少させるためにも、下水処理の高度化が必要である。
- 緑地や開放水面の減少がヒートアイランド現象を助長させる原因の一つとされており、水と緑が豊かなまちづくりを積極的に進める必要がある。

(2)安全・安心

- 大洪水が発生して淀川の水が堤防からあふれると、従来の堤防では、安全であるとは言えない。また、局地的な集中豪雨が近年増加していること等から、都市機能が集積している地域を中心に浸水被害の増大が懸念される。



写真2-2-1 昭和28年台風13号によって宇治川左岸の向島堤が決壊

- 山麓の市街化が進むことにより、土砂災害により大きな被害が生じる恐れがある。



写真2-2-2 山麓まで進展する市街地

- 淀川沿いの地盤は土砂が堆積した砂層が多いため、地震のとき液状化現象等により大きな被害を受ける恐れがある。



図2-2-1 スーパー堤防と合わせたまちづくりイメージ



写真2-2-3 地震による護岸の倒壊

- 阪神淡路大震災時に消火用水等の確保が大きな問題となった。



写真2-2-5 阪神淡路大震災

写真2-2-4 消火用水として河川水を活用

- 阪神淡路大震災時には、建物の崩壊等により陸上交通が混乱し、負傷者の輸送や復旧作業のための資材輸送等に支障を生じた。



図2-2-2 緊急時の水上輸送に向けた取り組み

■ 近年の降雨量の不安定化傾向等により、利水に対する安全度が低下し、渇水が起こりやすくなっている。

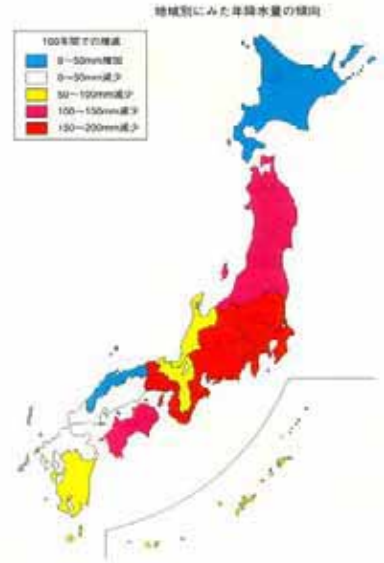
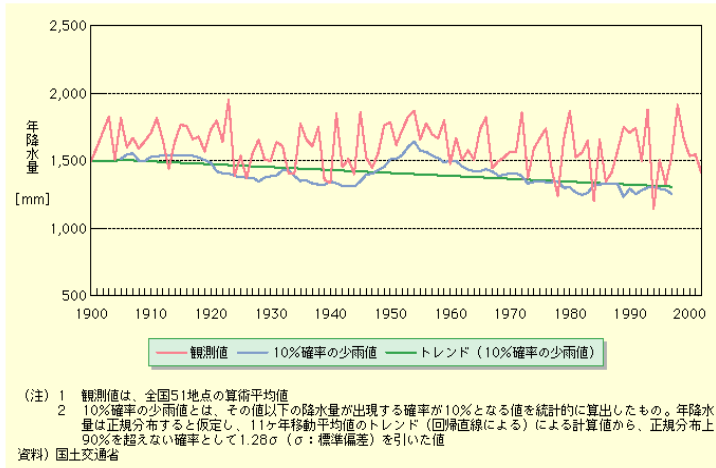


図2-2-3 降雨量の不安定化



図2-2-4 雨水利用等水の有効活用

■ 琵琶湖・淀川水系では取排水系統が大規模でかつ複雑に入り組んでおり、微量有害物質や病原性微生物等のリスクが問題となっている。環境基準等の範囲内ではあるものの、近年、湖沼・河川において微量有害物質等が検出されている。また、かび臭、塩素臭等、水道水に求められる快適性の面からも支障が生じている。

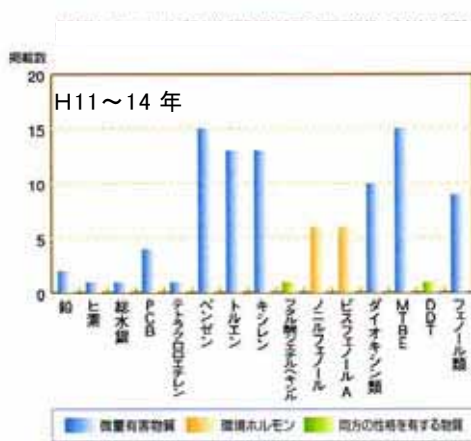


図 2-2-5 問題となった物質と新聞掲載数
 出典) 琵琶湖・淀川水系における水環境の安全性



図2-2-6 複雑に入り組んだ取排水系統

課題(安全・安心)

- 現在の堤防は必ずしも計画を超える洪水に対する十分な信頼性を有しているとはいえないため、災害に強いまちづくりとあわせてスーパー堤防の整備による超過洪水への対策等を推進する。
- 低平地に人口・資産が高密度に集積し、地下街が発達する等、水害や土砂災害はもとより、東南海・南海地震や琵琶湖西岸断層帯、上町断層帯等による直下型地震等の激甚災害に対して脆弱な地域があり、インフラ施設の地震・津波対策、浸水対策、広域防災拠点の整備、流域住民の防災意識の向上を図る等の対策が望まれる。
- 琵琶湖・淀川流域圏には重要な歴史文化遺産が数多くあり、地震・火災等の災害に対してこれらをいかに守るかが課題となっている。とりわけ都市部には、京都市内の堀川等、普段は水の流れていない河川が見られる等、緊急時の防火用水に対する備えが十分とは言えない面がある。
- 渇水対策のため、家庭や企業等すべての主体が水を使う様々な場面において、これまで以上に効率的な水の使用を心がけるとともに、水需要を踏まえた水源の確保や水利用の弾力的運用を図る。
- 琵琶湖・淀川水系では取排水系統が大規模でかつ複雑に入り組んでおり、微量有害物資や病原性微生物等の河川等への流入は、生態系に影響を及ぼすだけでなく、水道の原水を河川に依存する多くの人々の健康・生命に長期的・潜在的影響が懸念されるとともに、かび臭、塩素臭等、水道水に求められる快適性の面からも支障が生じている。また、健康・生命へのリスクは、特に地震等による災害や渇水の発生、水系伝染病の集団発生等に伴って増大すると見込まれるため、予めリスクの評価と対策を検討しておく必要がある。
- 阪神淡路大震災の教訓から、緊急時の物質輸送として水上交通が見直されており、閘門、船着き場の整備、水深確保等を図ることにより、水上輸送ルートの確保及び防災船の開発・導入が望まれる。

(3)活 力

- 道頓堀川では、都市の再生のために利用する施設の河川敷地利用に係る特例措置が適用され、水に向けた遊歩道の整備を行い、ウッドデッキの設置等、環境に配慮した水辺に向けたまちづくりが進められている。



図 2-3-1 大阪 道頓堀川民間利用イメージ

- 琵琶湖は、国民の貴重な財産であり豊かな自然環境や美しい景観のなか、湖岸におけるレクリエーション活動や観光船の運航等が行われている。



写真 2-3-1 琵琶湖での舟運

- 大阪市内の大川では「大阪城・中之島めぐり」として、四季折々の風情やいくつもの橋をくぐりながら歴史あふれる大阪の名所・旧跡を川面から散策できる。



写真 2-3-2 大阪での舟運

- 琵琶湖・淀川では多くの人々が水上レジャーを楽しんでいる。愛好者のなかには自主ルールを設け安全や環境等に配慮しながら水上レジャーの健全な利用に努めている。
また、琵琶湖では「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（琵琶湖ルール）が制定され、環境保全や啓発活動等が行われている。



写真 2-3-3 琵琶湖でのヨットクルージング

- 道頓堀川等では、川に向けた遊歩道の整備等の水辺空間の有効利用を促進するとともに、民間（JR西日本）による都市内河川クルーズが実施され、すでに1万人以上の人々が利用した。



写真 2-3-4 民間による都市内クルーズ



- 淀川流域では、社会的要請に応え、河川敷に公園、グラウンド等の施設整備が進められ、これらの公園等は多くの住民が利用している。



写真 2-3-5 淀川河川公園(枚方)

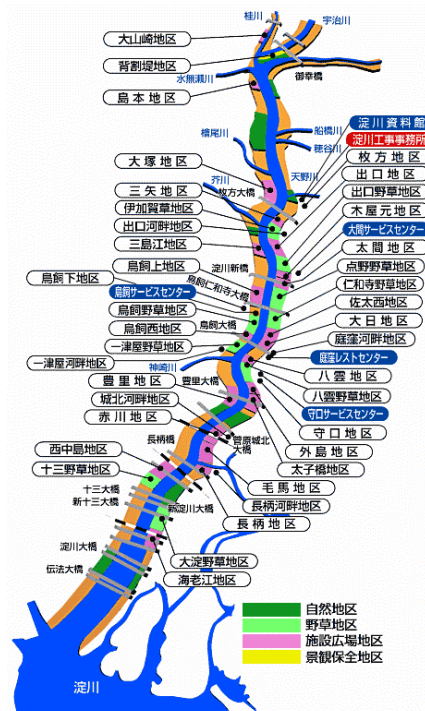


図 2-3-2 淀川河川公園の位置

課題(活力)

- 近年、住民の河川に対する関心の高まりによって、川に向いたまちづくりや水辺の賑わい創出等が要望されている。
大阪市の道頓堀川では先進的な取り組みとして、特例措置を活用した水辺の賑わい空間の創出が進められており、土佐堀川、堂島川、木津川、東横堀川からなる水の回廊部においても賑わいのある水辺の整備が期待される。
- 地域の特性を活かした水辺の賑わいを創出するためには、イベント開催やオープンカフェの設置等の民間の参加促進も重要である。
- 琵琶湖・淀川で水上レジャー等を楽しむ人々が気軽に立ち寄ることができ、休憩や食事が可能な「川の駅」「湖の駅」の整備、道の駅等とのネットワーク化や、市民やNPO等と連携した「みなとまちづくり」等による地域活性化が望まれる。
- 琵琶湖の湖岸緑地や河川公園は貴重な開放空間であるとともに、気軽に水辺と親しめる場所であり、生態系へも配慮したより良い公園整備が望まれる。
桂川、宇治川、木津川が合流する三川合流部は、全国でも非常にめずらしい地理的特性を有しており、この貴重な特性を活かし、流域間の交流のための拠点整備が望まれる。
- 近年、水と緑の貴重な空間として河川空間が注目されており、子供からお年寄りまでの様々な人々が安心して利用できるように、安全性の向上を図るとともに、バリアフリー化を含めた施設の改善と整備が要望される。

3. 歴史・文化

(1)琵琶湖・淀川がはぐくんだ歴史

- 古代から琵琶湖・淀川流域は舟運が盛んで、平城京の造営や平安京の生活を支える物流の手段として活用された。

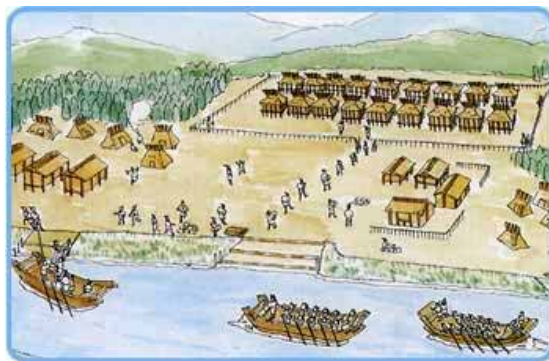


図3-1-1 難波津

- 安土・桃山時代には、丸子船による琵琶湖舟運が盛んに行われた。

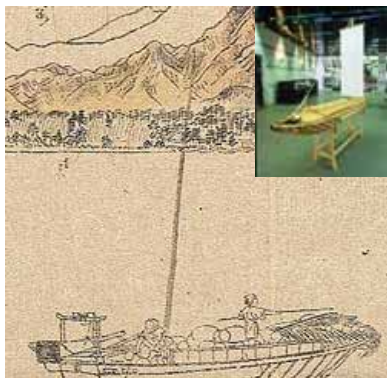


図3-1-2 丸子船 琵琶湖



図3-1-3 琵琶湖の舟運及び街道

出典)第3回世界水フォーラム
ファイナルレポート

- 豊臣秀吉が太閤下水や太閤（文禄）堤を整備した。



写真 3-1-1 大阪市 太閤下水

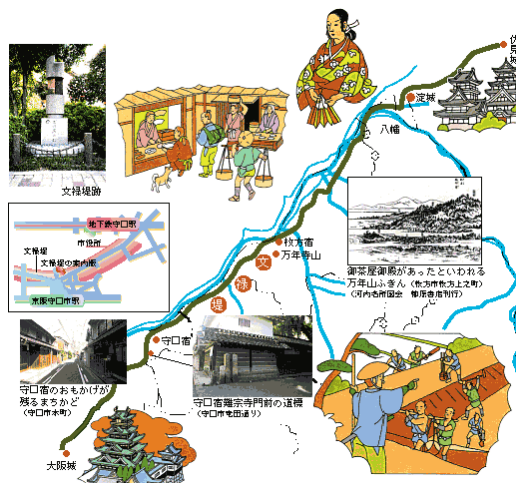


図 3-1-4 太閤(文禄)堤

出典)大阪府

■ 江戸時代には、天下の台所大阪と京都を結ぶ大動脈として、淀川流域は栄えた。



図 3-1-5 京都 三条



図 3-1-6 くらわんか船

■ 明治以降、琵琶湖疏水やオランダ堰堤等の先進的な整備が行われた。



写真 3-1-2 京都 蹴上のインクライン



写真 3-1-3 南禅寺 水路閣



写真 3-1-4 オランダ堰堤

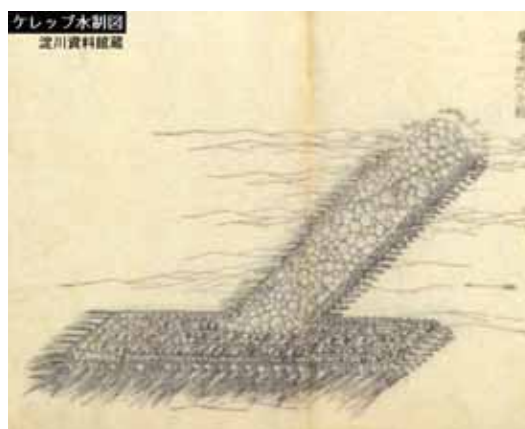


図3-1-7 ケレップ水制

■ 京都と淀川を結ぶ交通の大動脈であった淀川の舟運は幕を閉じて以来約 40 年間、舟運は伏見・観月橋周辺での観光や淀川下流部における砂利採取の土運搬船等の運行にとどまっている。

課題(歴史)

- 水によって育まれてきた琵琶湖・淀川流域の歴史的な価値や、魅力を再発見し、情報発信していくことにより、観光都市としての付加価値を与え、地域振興に寄与することが期待される。
このため、流域ガイドブックや流域マップの作成等、情報発信の取り組みを積極的に行う必要がある。
また、各地域の独自性ある歴史文化を継承するとともに、水と人々の関わりの中で作られてきた土木遺産の保全・活用等、流域が一体となった地域振興に取り組む必要がある。

- 琵琶湖や三川合流地域～淀川河口部等、歴史的な水上ルートを活用して舟運を復活させ流域の交流や連携を図ることは、広域観光の振興等、流域の活性化に繋がると考えられる。
このことから、水運によって育まれてきた歴史を活かした「川の駅」「湖の駅」等の整備とネットワーク化による地域活性化に取り組む必要がある。また、日常的に船舶の利用が可能となるような河川整備及び船舶の開発が望まれる。

- 琵琶湖・淀川流域には国宝等の歴史文化遺産が集中し、重要な木造建築物が多い地域であることから、河川水、下水処理水、湧水等を利用した防災対策が望まれる。

(2)流域の人々の暮らしの中の水文化

- 琵琶湖・淀川流域では水に関する祭りが各地で行われている。一例として滋賀県の船幸祭、三重県の愛宕の火祭り、京都府の三船祭、矢取神事、大阪府の天神祭等がある。



写真 3-2-1 滋賀 船幸祭

出典)大津市



写真 3-2-2 三重 名張夏祭(愛宕の火祭り)



写真 3-2-3 京都 車折神社 三船祭

出典)水鏡(京都市)



写真 3-2-4 京都 下鴨神社 矢取神事

出典)水鏡(京都市)



写真 3-2-5 大阪 天神祭

- 琵琶湖・淀川流域と人々の暮らしとの関係は、水の都と呼ばれてきたように、古くから水と深い関係にあった。一例として、琵琶湖での「えり」漁や京都での「そど」等がある。



写真 3-2-6 えり（琵琶湖に古くから伝わる漁法）

出典）滋賀県



写真 3-2-7 そど（公共の水場）

出典）水鏡（京都市）

課題(水文化)

- 様々な水に関する祭りや産業、ふなずし等の個性ある水文化を次世代に伝えていくためにも、水と人・暮らし・産業の結びつきを再認識するとともに、流域での水環境をまもり、より良いものにしていく必要がある。
また、現代社会に合わせた新たな水文化を提唱し、情報発信するような取り組みも必要である。
- 水質保全や水資源の持続可能な利用を図るため、伝統的な水に関する知恵を見直し、環境負荷を低減するライフスタイルへの転換が望まれる。

4. 流域の連携

(1)第3回世界水フォーラム

- 2003年3月16日から23日の日程で京都、滋賀、大阪において開催された第3回世界水フォーラムは、150カ国以上から24,000人を超える人々が参加して行われ、流域全体で会議を成功に導いた。
- 第3回世界水フォーラムにより、流域での一体的な取り組みが重要であることを再認識し、今後さらに連携を深めていくことが確認された。
- このフォーラムを契機に高まっている流域連携の気運を一層促進するために、琵琶湖・淀川流域において、連携の意識(啓発)、連携の場(拠点)、連携の仕組み(制度)等の構築が期待されている。また、流域としての先進的な取り組みに内外から大きな期待がよせられている。

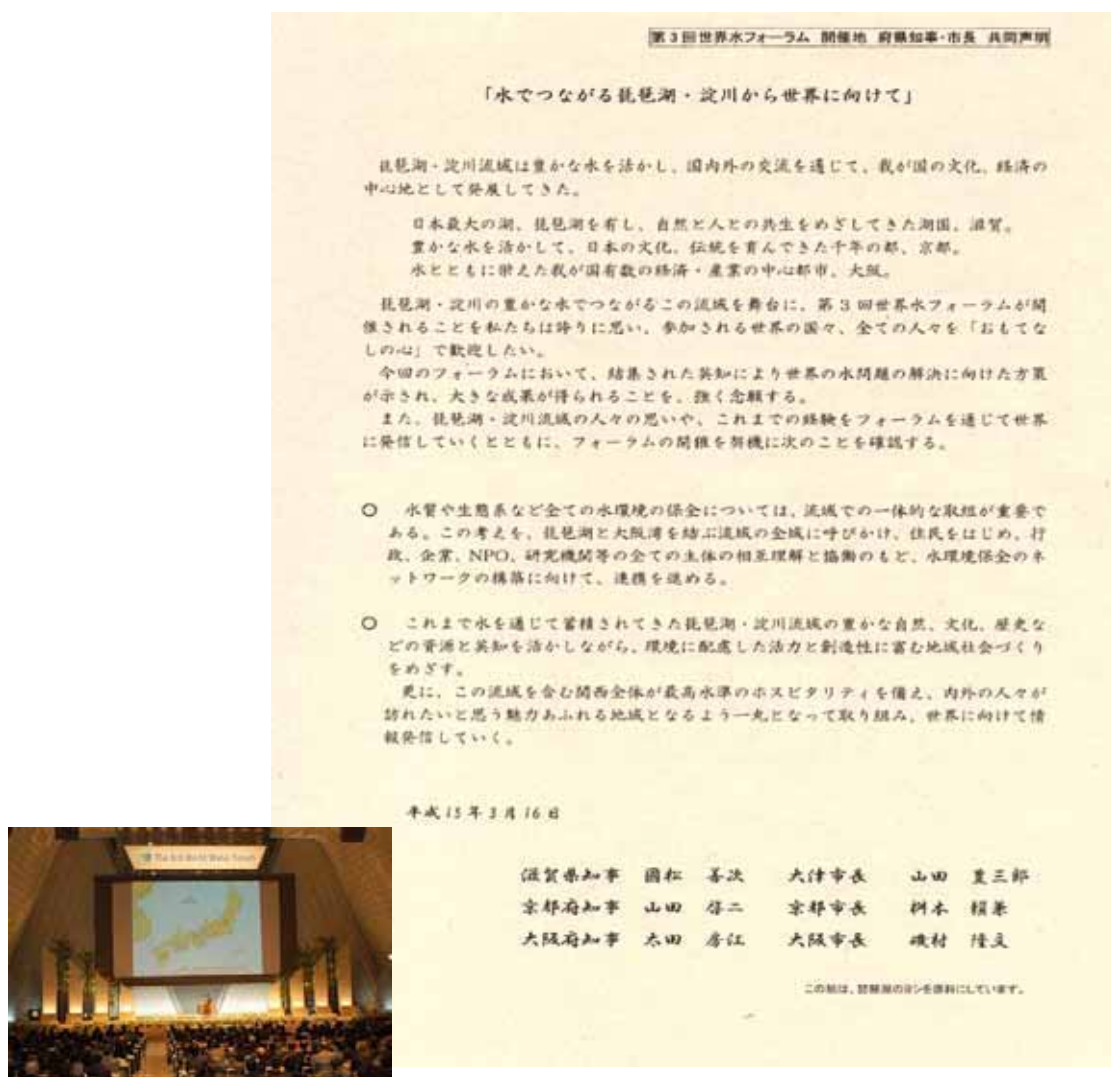


図4-1-1 第3回世界水フォーラム 開催地 府県知事・市長 共同声明

(2) 様々な取り組み

- 市民、NPO、学校、研究機関、企業等、流域で水環境改善に関わる人たちが相互の情報交換をスムーズにし、流域内交流を促進させるネットワーク作りをはじめている。



BYQ: (財)琵琶湖・淀川水質保全機構

図4-2-1 BYQネットワーク

出典) (財)琵琶湖・淀川水質保全機構

- 関西は、国指定の国宝の約6割、重要文化財の約5割が集積しており、世界的にも「歴史文化の宝庫」と呼ぶにふさわしい地域である。

現在、歴史文化面を切り口とした広域プロジェクトとして、関西をわかりやすく内外の人々に紹介していくための役割を担うものとして歴史街道計画が進められている。



図4-2-2 歴史街道

- 地域を構成する住民、企業、行政の三者が協力して専門組織（グラウンドワーク・トラスト）を作り、身近な環境を見直し、自らが汗を流して地域の環境を改善していく活動（グラウンドワーク）が進められている。



写真4-2-1 滋賀県 グラウンドワークの取り組み

出典)滋賀県

- 河川敷や道路等の一定区間を行政と住民、学校、企業等が協力し、ボランティアによる清掃活動等が進められている。大阪府では、リバープログラムとして24団体（H15.8）、ロードプログラムとして68団体（H14.10）が清掃等の活動を行っている。



写真 4-2-2 大阪府 茨木川(佐保川)での清掃活動

出典)大阪府

- 様々な団体による河川の清掃活動や、森林環境保全のための取り組みが行われている。一例として英真学園高等学校の生徒等約1,100人が淀川河川敷十三大橋付近をクリーンアップしている。



写真 4-2-3 淀川でのクリーンアップ

撮影)平成15年11月

出典)(財)琵琶湖・淀川水質保全機構

- 三重県のかわたろう祭、奈良県の淀川源流まつり、滋賀県の環境学習船「うみのこ」等、各地で様々な取り組みが行われている。



写真 4-2-4 手作りいかだによる川くだり
三重県 名張川 かわたろう祭(NPO、名張市、三重県、名張市消防署、国土交通省、水資源機構、企業の協力によるイベント) 出典)川の会名張



写真 4-2-5 奈良県 榛原町(淀川源流まつり)
出典)奈良県



写真 4-2-6 滋賀県 環境学習船「うみのこ」
出典)滋賀県

課題(流域の連携)

- これまでの取り組みでは、それぞれの主体が独自に行うことも多かったが、今後は住民をはじめ、NPO、研究機関、企業、行政等多様な主体が協働するとともに、それぞれの意見や知識、情報等を交換し、効果的な連携と役割分担等を行っていく必要がある。
- 流域が一つになって様々な問題に取り組むことにより、地域の風土性として培われてきた流域意識の再構築が必要である。
地域ごとに取り組んできた課題を歴史街道等、広域的なテーマでくくり、未知普請等と合わせて流域全体で気運を高め、取り組むことが必要である。
- 琵琶湖・淀川流域圏をひとつとしてとらえ、NPOが主体となって運営する仕組みや流域のあるがままの姿を“生きた博物館”と見立てて、流域住民の意志と力によって運営していく場を創設する等、流域が一体となって取り組むことが必要である。また、次代を担う子ども達を対象に、淡水資源の保全・源流域の水源かん養の必要性や利水・親水の現場において体験的に学ぶ機会を増やすことが望まれる。

■ 琵琶湖・淀川流域圏の再生に向けての基本的な考え方

琵琶湖・淀川流域圏がかかえる様々な課題を踏まえ、望ましい流域圏の姿を形成していくために、基本理念・基本方針を次のとおり掲げ、「水でつなぐ“人・自然・文化”」の基本コンセプトのもとで、流域圏が一体となった取り組みを展開する。

基本理念

琵琶湖・淀川流域圏は、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良の二府四県に広がり、古くから水と人の密接なかかわりの中で、わが国随一の歴史・文化を有し、都市と豊かな自然環境が共生し繁栄してきた個性ある地域である。2003年3月には「第3回世界水フォーラム」が開催され、琵琶湖・淀川からのメッセージとして、水の恩恵と水を慈しむ心の大切さを再認識し、流域社会を構成する全ての主体の連携と協働が促される等、流域としての一体的な取り組みの重要性が改めて確認されたところである。この精神を活かしつつ、貴重な資産に恵まれた琵琶湖・淀川流域圏を次世代によりよい状態にして継承する事が、私たちの使命である。

現在、琵琶湖・淀川流域圏では、琵琶湖から大阪湾に至る自然生態系ネットワークの回復、古都京都、水の都大阪等におけるまちなかの水辺の復権、水源の森から始まる水循環系の再構築、歴史的に引き継がれてきた水文化や原風景の継承等、個々の主体が個別に対応しても解決できない課題が多く存在する。これらの課題に対して、様々な主体による連携した行動が必要といえる。

今こそ、マザーレイク・マザーリバーとも言うべき琵琶湖・淀川を中心とした流域圏を一体として捉え、歴史・文化を活かしながら、私たち人間を含めた全ての生物の営みが持続可能となる環境を再生し、安全で活力あふれる魅力的なまちづくりを行うため、流域圏全体で行動すべきである。

この先進的な取り組みが琵琶湖・淀川流域圏だけでなく近畿、ひいては日本全体の再生につながるものと期待する。

基本コンセプト

～ 水でつなぐ“人・自然・文化”

琵琶湖・淀川流域圏 ～

基本方針

■歴史・文化の活用

琵琶湖・淀川流域圏は、その歴史の中で、水運によって大陸ともつながり、また、数々の都が栄える等、政治、経済の中心であるとともに、日本文化の骨格をなし、長い歴史を通じて蓄積されてきた数々の歴史文化遺産を残している。この歴史・文化を継承し、発展させ、広く発信することにより、今あらためて現在に活かす。

■水文化の継承

琵琶湖・淀川流域の水によって、茶道、華道はいうまでもなく様々な水に関する祭り等の個性ある水文化が育まれてきた。この人と水との関わりを映し出す水文化を継承し活用する。

■連携の推進

流域圏が一体となって取り組むこと、すなわち、上下流、左右岸等「地域間の連携」、市民、企業、行政等「主体間の連携」、山、川、田園、まちづくり等「分野間の連携」を推進することにより、従来の枠組みにとらわれない様々な角度から流域の課題に柔軟に対処する。また、このような流域圏としての一体的な取り組みを、世界に向けても一つのモデルとして発信する。

■水循環系の再構築

山紫水明というように、古くから山と川は一体と認識されており、あらためて山から川、海へと水でつながる循環系を再認識し、流域全体で豊かな水を育む山、森、里、まちの保全再生をめざす。

■生態系と水環境の回復

人の営みによって、自然環境が変化しつつある琵琶湖・淀川流域圏において、流域圏全ての人々が、人も生態系の一部であることを再認識し、カエルやメダカ等人間以外の生物からの視点も入れて、本来流域圏が有していた豊かな生態系や水環境の回復をめざす。

■原風景の保全

ヨシ原の広がる湖岸、鴨川の夕涼み、なにわの八百八橋等、人それぞれが愛で、楽しみ、心に残る琵琶湖・淀川流域圏の原風景を守り育む。

■水を活かしたまちづくり

水に背を向けていた今までのまちづくりから、水に顔を向けたまちづくりへと転換し、賑わいの場を創出するとともに、都市内の川をきれいにしたり、せせらぎを復活させる等により、まちのうるおいと水辺の賑わいを再生し、水との親しみを取り戻す。

■安全で安心な水の確保

人々の生活に欠くことができない水、多様な生き物を育むかけがえのない水、いわば命の水の重要性と脆弱さを認識し、流域圏全体で水を大切にし、水質を保全するとともに、安全な水の確保や水の有効利用を図る。

■災害に強い地域づくり

琵琶湖・淀川流域圏の高密度に集積している人口、資産、全国でも屈指の歴史文化遺産を災害から守るため、流域全体を通して安全で安心できる地域づくりを行う。

■活力と魅力あふれる流域圏の創造

琵琶湖から淀川、大阪湾、瀬戸内海へとつながる水上ルートも活用し、それぞれの地域特性を活かした水辺利用や流域圏が一体として取り組む水辺のネットワークを構築することにより、内外の人々が訪れたいと思う魅力と活力あふれる流域圏を創造する。

計画期間

本計画は、概ね今後5～10年間で具体化を目途とするが、より長期的（概ね20～30年間）な見通しを踏まえながら取り組むこととする。

■ 琵琶湖・淀川流域圏の再生プログラム

琵琶湖・淀川流域圏が抱える「自然環境」、「都市環境」、「歴史・文化」、「流域の連携」の様々な課題に対して、流域圏の地域間・主体間・分野間が連携し、一体となって取り組むべきテーマとして5つの連携テーマを抽出した。これらの連携テーマは、琵琶湖・淀川流域圏の再生を先導する代表的・象徴的なテーマであり、それぞれのテーマ毎の主要なプロジェクトについて、各機関が協力して総合的かつ強力に推進していく。

また、これら5つの連携テーマを支えるとともに、流域圏の様々な課題を解決し、琵琶湖・淀川流域圏の再生を図るため、様々なプロジェクトを「琵琶湖・淀川流域圏の再生プロジェクト集」として整理した。「琵琶湖・淀川流域圏の再生プロジェクト集」に記載したプロジェクトは各機関が連携し、あるいは個別に取り組むものであるが、その推進については関係機関等との十分な調整を図りながら実施する。

再生プログラム 5つの連携テーマ

■ みずべプロムナードネットワーク

琵琶湖・淀川流域圏の水辺を、舟運・サイクリング・ウォーキング等でゆったりと味わい・楽しみ・学びながら、周遊できる水辺のネットワークを構築する。

■ 水辺の生態系保全再生・ネットワーク

淡水生物の宝庫である琵琶湖・淀川流域圏の多様な生態系を保全再生するため、希少種等の在来種の保全を視野に入れ、それらを取り巻く生物の生息・生育環境を保全再生する。

■ 水辺の賑わい創出

琵琶湖・淀川流域圏において、まちに潤いをもたらす「せせらぎの創出」、水辺にふれあい、楽しむことができる「親水空間の再生・創出」を図り、人々が集い、活気に満ちた水辺を創出する。

■ 流域水環境再生

琵琶湖・淀川流域圏の水環境に関する様々な課題に対して、森林地域や農村地域だけではなく、流域の恵みを楽しむ都市部が一体となり、豊かな水を育む森林・農用地の保全及び再生や、河川や湖沼のさらなる水質改善、安定した水量の確保を図り、健全な水環境を実現する。

■ 流域連携

琵琶湖・淀川流域圏の各種課題に対し、地域間・主体間・分野間で連携した一体的な取り組みを継続性のあるものとするため、行政間の連携を推進する組織、市民・NPO・自治会等のネットワークの構築、また、これらを連携する組織を設置する。

■みずべプロムナードネットワーク

流域圏における人と水辺の良好な関係を再構築するため、水辺、水際の人々の動線を再整備するとともに、人々が水辺を活用し、親しめるようまち並みや水辺空間を整備する。

このため、舟運、サイクリング、ウォーキングにより、琵琶湖・淀川流域圏の水辺をつなぐ「みずべプロムナードネットワーク」を構築するとともに、ネットワークの主要拠点である八軒家周辺、枚方、三川合流部、伏見港、琵琶湖畔等に「川の駅」「湖の駅」を設置し、市民が水辺に親しめる環境を整備する。

1. ネットワークの構築

淀川、木津川、桂川、猪名川等の各河川沿いや琵琶湖周辺に、舟運、サイクリング、ウォーキングで水辺をつなぐ「みずべプロムナードネットワーク」を構築する。そのため、遊歩道、航路等の連続性の総点検を行い、分断されている箇所の計画的な解消を図る。

舟運については、淀川大堰の閘門設置等により淀川河口から琵琶湖までのルート及び船着場、港を整備するとともに、河道整備等により必要な水深を確保し、航路を整備する。サイクリング、ウォーキング等については、河川敷をつなぐ「水辺の小径」を整備するとともに、大規模自転車道を中心に、河川敷や水辺に隣接する道路を活用して連続したルートを整備する。

当面、舟運については、淀川河口～淀川大堰～伏見港について、航路及び船着場の整備を河川環境への影響や利用の動向等を踏まえた上で実施する。また、天ヶ瀬ダム、瀬田川洗堰等により舟の利用が分断されている区間は、当面、サイクリングおよびウォーキング等で連結させる。

(1) ネットワークの整備について

みずべプロムナードネットワーク構築において、今後10年間でネットワークが最低限つながるように、ネックとなっている下記の事項について河川環境への影響や利用の動向等を踏まえた上で整備する。

1) 舟運のために整備すべき事項

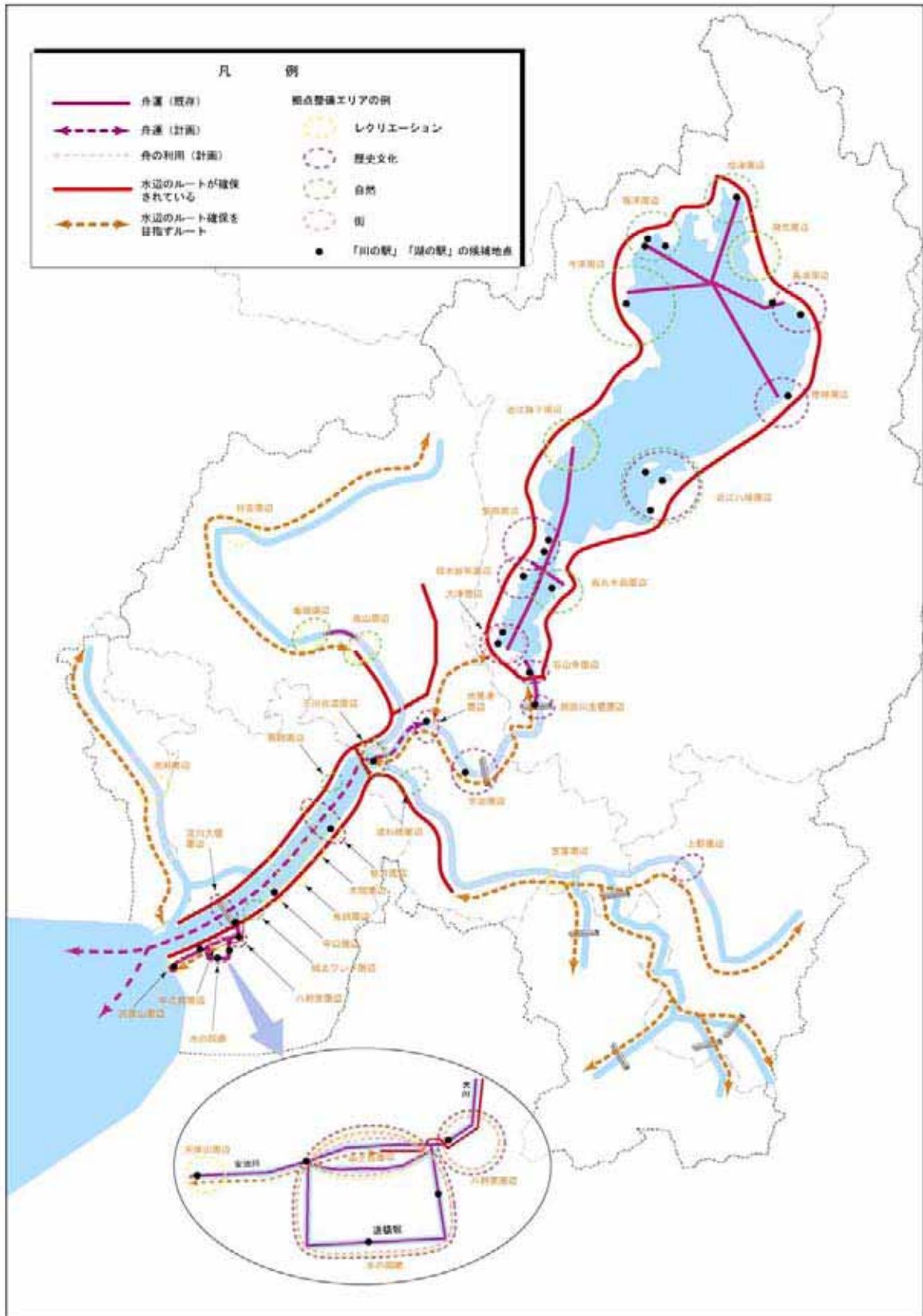
- ① 淀川大堰の閘門設置等
- ② 河道整備等による淀川河口部から伏見港にかけての航路確保
- ③ 三栖閘門及び周辺の伏見港や緑地等の再整備
- ④ 淀川河口から伏見港、大阪水の回廊、琵琶湖における船着場、港の整備



<枚方の船着場>

2) サイクリング・ウォーキング等のために整備すべき事項

- ① 宇治から琵琶湖間等の水辺に隣接する道路、または併走する自然歩道等の整備
- ② 遊歩道等が分断されている箇所の点検・公表、河川敷をつなぐ連続した「水辺の小径」の整備



2. 「川の駅」「湖の駅」の整備

舟運、サイクリング、ウォーキング等のネットワークの結節点に、利用者や地域の方々のための情報発信、交流のできる施設等を備えた「川の駅」「湖の駅」を整備する。なお、「川の駅」「湖の駅」の整備にあたっては、周辺の自然、風景、歴史的建造物等まちづくりとの調和を図るとともに、船舶航行の安全性にも十分に配慮を行う。また、大規模地震時等における防災輸送ネットワークの拠点としても位置づけるとともに、公共交通機関、道の駅とのつながりについても配慮する。

さらに、ユニバーサル社会に対応するため、緩傾斜歩道等のバリアフリー化、自律移動支援プロジェクトの手法を用いITを活用した情報提供等を実施する。

(1) 「川の駅」「湖の駅」の候補地点について

みずべプロムナードネットワークの構築のために、下記に示す拠点整備エリアの中に、「川の駅」「湖の駅」を整備することとし、そのうち八軒家周辺、三川合流周辺、伏見港周辺、烏丸半島周辺等30箇所については、今後10年間のなるべく早い時期に供用を目指す。

＜拠点整備エリアと「川の駅」「湖の駅」の候補地点＞

ゾーン	拠点整備エリア	分類	テーマ	今後10年間のなるべく早い時期に供用を目指す「川の駅」「湖の駅」の候補地点
淀川下流	水の回廊	歴史文化 レクリエーション 街	時を感じる水の回廊づくり	○ (淡町周辺、東横堀川)
	八軒家周辺	歴史文化 レクリエーション 街	水・陸交通のけしきと水都大阪の歴史的拠点	○
	中之島周辺	レクリエーション 街	水とみどりが活きる国際アイランドの創出	○ (大阪市中央卸売市場)
	天保山周辺	レクリエーション	港とテーマパーク	○
	淀川大堰周辺	歴史文化	淀川大堰と毛馬開門	○
	城北ワンド周辺	自然	イタセンバラの住むワンド	—
	守口周辺	レクリエーション	レクリエーションの拠点	○
淀川上流	鳥飼周辺	レクリエーション	スポーツの拠点	—
	太間周辺	レクリエーション	スポーツの拠点	—
	枚方周辺	歴史文化 レクリエーション	水辺の賑わいと枚方宿	○
	鶴殿周辺	自然	野鳥と虫の宝庫	—
	三川合流周辺	自然 歴史文化 レクリエーション	淀川三川と桜プロムナードと天王山	○
宇治川・琵琶湖疏水	伏見港周辺	歴史文化	港と酒蔵の町伏見	○
	宇治周辺	歴史文化	お茶と源氏物語の町	○
	瀬田川洗堰周辺	歴史文化	瀬田川洗堰	○ (南郷洗堰港)
	石山寺周辺	歴史文化	石山寺と唐橋	○
琵琶湖	大津周辺	歴史文化 街	琵琶湖の玄関	○ (大津港、柳が崎湖畔公園港)
	仰木雄琴周辺	歴史文化	歴史めぐりと温泉	○ (雄琴温泉港)
	堅田周辺	歴史文化	湖面に浮かぶ浮御堂と琵琶湖大橋	○ (堅田港、琵琶湖大橋港)
	近江舞子周辺	自然 レクリエーション	琵琶湖・内湖の自然・レクリエーション	—
	今津周辺	自然	湖岸のヨシ原と伝統漁法の営み	○ (今津港、マクドナルド、マリアリス野球場)
	海津周辺	自然	海津大崎と桜並木	○ (海津大崎港)
	塩津周辺	自然	奥琵琶湖と余呉湖めぐり	○ (飯浦港)
	長浜周辺	歴史文化	長浜城と史跡めぐり	○ (長浜港、南浜港)
	湖北周辺	自然 レクリエーション	早崎内湖と水鳥	—
	彦根周辺	歴史文化	彦根城と史跡めぐり	○ (彦根港)
	近江八幡周辺	自然 歴史文化	水郷めぐりと商いの町	○ (長命寺港、休暇村近江八幡、沖島)
	烏丸半島周辺	自然	琵琶湖の歴史と湖岸公園	○
	木津川下流	流れ橋周辺	自然	木津川の風景を眺める流れ橋
笠置周辺		レクリエーション	バーベキューとカヌーの拠点	—
木津川上流	上野周辺	歴史文化	忍者の郷伊賀上野の史跡めぐり	—
桂川	嵐山周辺	自然 レクリエーション	渡月橋とトロッコ列車の発着点	—
	亀岡周辺	自然 レクリエーション	保津川下りの出発点とアユモドキの郷	—
猪名川	日吉周辺	レクリエーション	日吉と温泉	—
	池田周辺	レクリエーション	五月山の紅葉	—

(2) 「川の駅」「湖の駅」の登録について

利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図るため、「川の駅」「湖の駅」の登録制度を創設する。このため具体的な運用方法について、「みずべプロムナードネットワーク分科会」において協議・検討を進める。

3. ソフト面の取り組み

みずべプロムナードネットワークの持続的な活用を推進するため、下記に示す様々なソフト面の取り組みを図る。

- ・ 橋梁のクリアランス等に対応した船舶の開発
- ・ 歴史や文化をテーマに周遊できるモデルコースの設定等、歴史街道、なぎさ海道等と連携したみずべプロムナードネットワークの活用
- ・ 歴史文化遺産と水辺の自然環境を結ぶ周遊ルートの設定、エコツーリズムの推進
- ・ 河川の歴史、文化、自然等の情報を掲載した水辺ガイドブックの作成
- ・ 民間企業と連携し、「みずべプロムナード1日周遊パス」等、舟運や公共交通機関、レンタサイクル等を活用した企画検討
- ・ サイクリング大会、ウォーキング大会、マラソン大会等の開催
- ・ カヌー、ヨット、レガッタ、ドラゴンボート体験等、舟を活用したスポーツ・イベントの推進
- ・ 総合学習等、学習の場としての利用
- ・ 祭り、イベント等との連携
- ・ NPOとの連携、住民参加、水辺のクリーンアップ等の推進
- ・ マップ、統一サインの作成、ホームページ等による情報発信
- ・ 民間事業者による水面利用の支援策の検討



＜歴史街道と連携したモデルコース イメージ＞

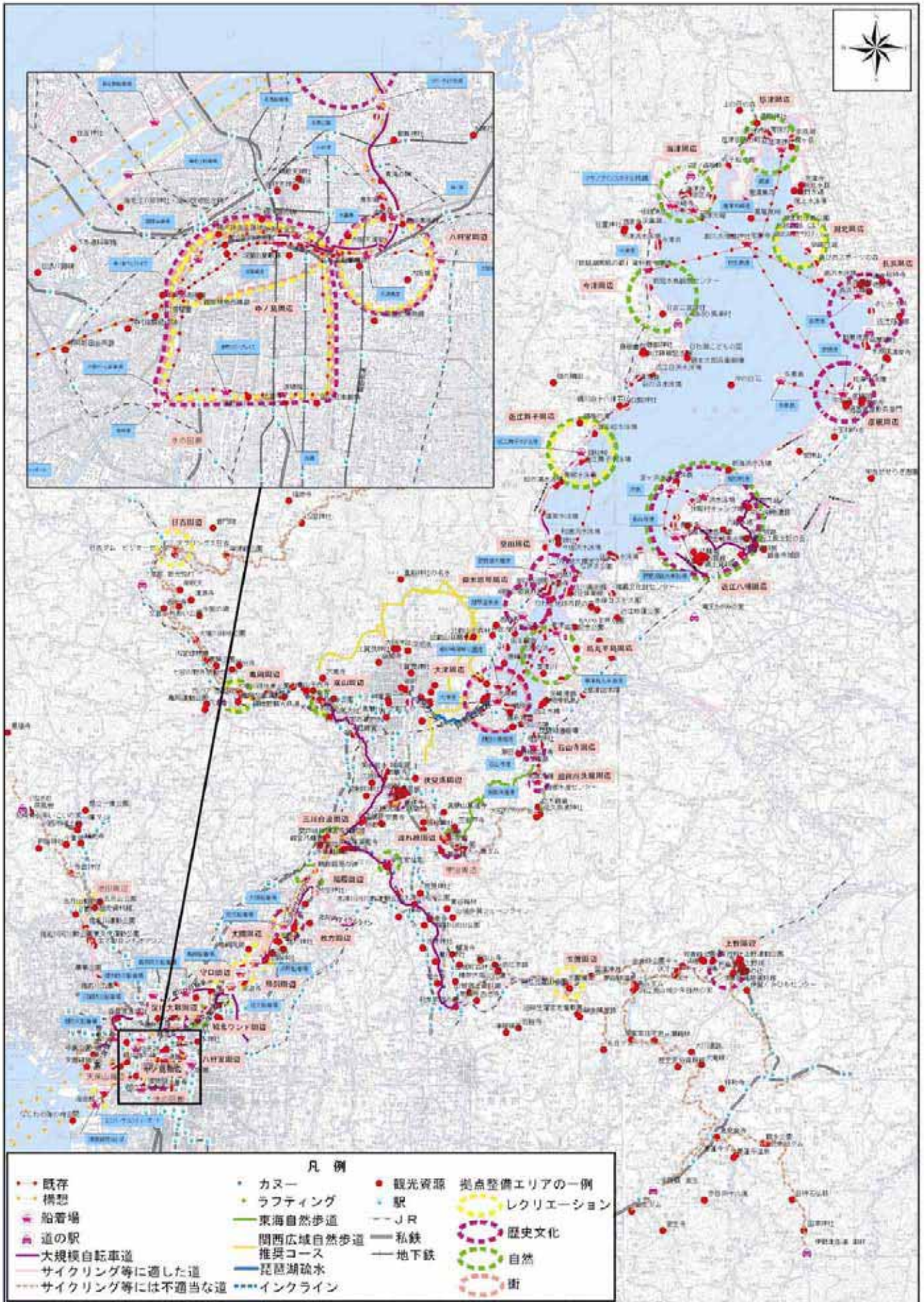
4. 社会実験等としての取り組み

みずべプロムナードネットワークの持続的な活用を図るため、社会実験等を活用した取り組みを行う。

- ・「川の駅」「湖の駅」等における民間事業者によるオープンカフェの設置やフリーマーケット、野外コンサートの開催等、河川占用許可等の特例措置についての社会実験
- ・公的な団体、民間事業者等への水上交通のための船着場・船舶係留施設・船舶上下架施設（斜路を含む）等に係る使用条件の緩和、旅客航路事業等における既存占用船着場を公共棧橋等として活用する等、船着場のさらなる活用を図るための社会実験
- ・船着場等における使用申請許可手続きの簡素化を行うとともに、毛馬閘門の随時解放、水上タクシー等、舟運ネットワーク活性化のための現地実験の検討



<社会実験のイメージ>



〈みずべpromナード〉

* 各地域別の詳細図については、
巻末資料に取りまとめた

琵琶湖・淀川流域圏の湖沼・河川・水路・河畔林・里山・森林等の連続性が分断された自然環境をつなぎ、流域の生態系ネットワークを再生する。このため、流域圏全域での水ネットワークの連続性を点検し、その結果をもとに水域の分断されている箇所の修復を計画的に行うとともに、内湖やヨシ原等の水辺の再生、自然な河原の復元、生態系と調和した琵琶湖の水位変動への改善、琵琶湖・淀川流域圏ならではの種の保全等の取り組みを実施する。

1. 生きものの多様な空間づくり

琵琶湖・淀川流域圏に生息・生育する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な生物を保全するために、かつての河川・湖岸整備、また急速な都市化と人口増加、土地利用やライフスタイルの変化等により、消失あるいはその機能が低下したヨシ帯、内湖、ワンド、瀬と淵、砂州河原や湖の砂浜、干潟等の特徴ある生物の生息・生育空間を保全再生する。

具体的には、淀川鶴殿・琵琶湖湖辺域等のヨシ帯の保全再生、早崎内湖・西の湖・木浜内湖・平湖・柳平湖等の内湖の保全再生、琵琶湖南湖の湖底の保全再生、庭窪・楠葉・牧野・赤川・城北・豊里地区等のワンドの保全再生、流域河川内の瀬と淵の保全再生、木津川等の砂州河原や琵琶湖の砂浜の保全再生、海老江地区・西中島地区・十三地区等の干潟の保全再生、その他流域圏内に残る生物の生息・生育環境の保全再生を行う。



<内湖の保全再生イメージ>



<ワンドの保全再生イメージ>

2. 生きものが出会うネットワークづくり

各地域において生物の生息・生育空間を保全再生するに止まらず、それらの連続性を確保することにより、ネットワーク化を図る必要がある。このため、流域圏内の湖沼・河川・水路、さらに森林域、水田等につながる水ネットワークを対象に生物の移動の観点から水域の連続性の点検を行い、その結果を水域の健康診断として取りまとめて公表する。

阻害要因となる横断工作物の状況等、水域の健康診断結果をもとに、水域の分断されている箇所の修復を計画的に行い、流域圏内の水田・水路等と河川との連続性の確保、流域河川内（琵琶湖・本川・支川等）の連続性の確保、淀川大堰・毛馬水閘門における河川と海との連続性を確保する。また、修復後の改善状況のモニタリングを行うとともに、その結果について公表する。



＜流域圏内の水田・水路等と
河川との連続性確保のイメージ＞

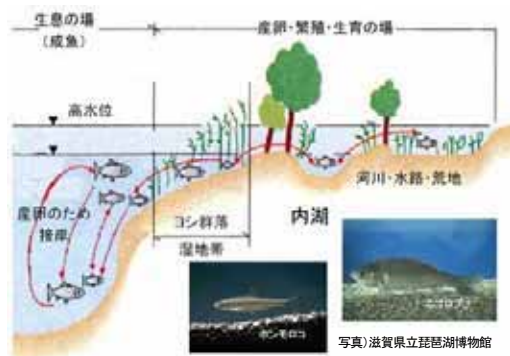


魚道の整備
＜河川内の連続性確保のイメージ＞

3. いきいきとながれる川づくり

これまでのダム・堰の運用は、人間の視点に立ち治水、利水を主目的として、流況の平滑化が図られ、攪乱の減少や季節的水位変動パターンの変化により、生物の生息・生育に影響を及ぼしてきた。このため流域住民の安全・安心の確保を最優先にしつつ、生物の視点に立ち、可能な限り自然流況に近い流量が流れるように、治水、利水への影響を考慮した上で、ダム・堰の運用により水位変動や攪乱の増大を図り、流域河川内の土砂移動の連続性を確保し、自然な河原の復元等、川本来のダイナミズムを再生する。

また、琵琶湖水位の季節変動が魚類の産卵等、生物の生息・生育にとって望ましくなるよう、治水、利水上の課題や、生活、産業への影響を踏まえ、瀬田川洗堰等の運用、貯留施設の活用等を検討し、琵琶湖水位の変動を改善する。また、夏季の水位低下を抑制するために、適正な水利用に向けて流域全体で取り組む。



＜魚類の移動と水位変動＞



一庫ダム 放流前 (2m³/s)



一庫ダム 放流中 (20m³/s)

＜ダム運用による攪乱の増大＞

4. 琵琶湖・淀川流域圏ならではの種の保全

セタシジミ、ニゴロブナ、イサザ、ネジレモ、イタセンパラ、アユモドキ、オオサンショウウオ、オグラコウホネ等の琵琶湖・淀川流域圏に生息・生育する固有種や天然記念物等、特徴ある種を保全していくために、流域圏内において、在来種の保護増殖を図るとともに、生態系に悪影響を及ぼす外来種対策や、在来魚を食害するカワウの異常繁殖対策等を講じる。

5. ソフト面の取り組み

(1) データベースの構築と情報の共有化

生態系に関するデータについては、関係機関が様々な主体と連携を取りながらGIS等を活用したデータベースを構築・維持・運営し、行政はもとより、広く一般住民をも含めて情報の共有化を図る。

(2) モニタリングによる順応的な進め方

生態系の保全再生に向けた事業の実施に当たっては、事業前・事業中・事業後の各段階においてモニタリングを行い、その成果により適宜事業内容を見直す等、「水辺の生態系保全再生・ネットワーク分科会」において順応的に進める。

(3) 流域住民との連携・協働や環境教育

多様な主体や地域住民の参画と連携のもとに、生態系の保全再生の取り組みを推進する。また、流域圏の小中学校の環境教育の場として活用を図る。

(4) 水質改善等の施策との連携

生物にとっての良好な生息・生育環境を創出するために、水質改善等の施策とも連携を図る。

(5) 間伐材等の流域発生材の活用

流域圏から発生する間伐材等については、関係機関が連携を取りながら、流域圏の各種事業に利活用や再資源化を図る。

6. 連携施策の推進

水辺の生態系保全再生・ネットワークの構築に向けて、関係機関が連携を図りながら進める必要があるものについては、連携モデル事業として推進する。

(1) 生き物たちと共生する琵琶湖再生プロジェクト

琵琶湖湖岸域及びその周辺（内湖を含む）における、複合的な要因による琵琶湖の環境の課題に対して、内湖・ヨシ帯の保全再生、魚類の産卵等の生態系に配慮した琵琶湖の水位操作、水田・水路や河川・湖沼等の連続性の確保、外来種対策、渇水調整、琵琶湖水位低下を抑制するための貯留施設の活用や効率的な水利用湖岸堤整備等様々な施策について、上下流の各機関や住民等の連携のもと、取り組む。



(2) 自然と人とがきらめく「琵琶湖のゆりかご」南湖の再生プロジェクト

南湖は、本来、豊かな生物を育む貴重な水域であるが、近年、水質の悪化や外来種の増加等によってその生態系が危機的状況に瀕している。

自然と人とが共生する南湖を再生するため、浚渫等による湖底環境整備、ビオトープの造成や湖岸堤の再生等の沿岸域環境整備、在来魚介類増大、水草異常繁茂対策、多様な生物の増大、点源・面源からの流入負荷対策、内湖や流入する河川の水質浄化、琵琶湖水質保全対策行動計画、フィッシングパーク再生、親水施設の再生、琵琶湖の生態系保全及び適正利用等に関する啓発等に関係機関の連携のもと取り組む。



(3) 生態系に悪影響を及ぼす外来種対策プロジェクト

琵琶湖・淀川ならではの豊かな生態系を守るため、流域内府県他、関係機関が連携して「外来種対策委員会」を設置し、外来種に関する情報交換（外来種の侵入発見、外来種の被害、外来種対策の効果等）等を行い、オオクチバス、ブルーギル、ウォータータス等の外来種の予防・駆除対策を実施する。



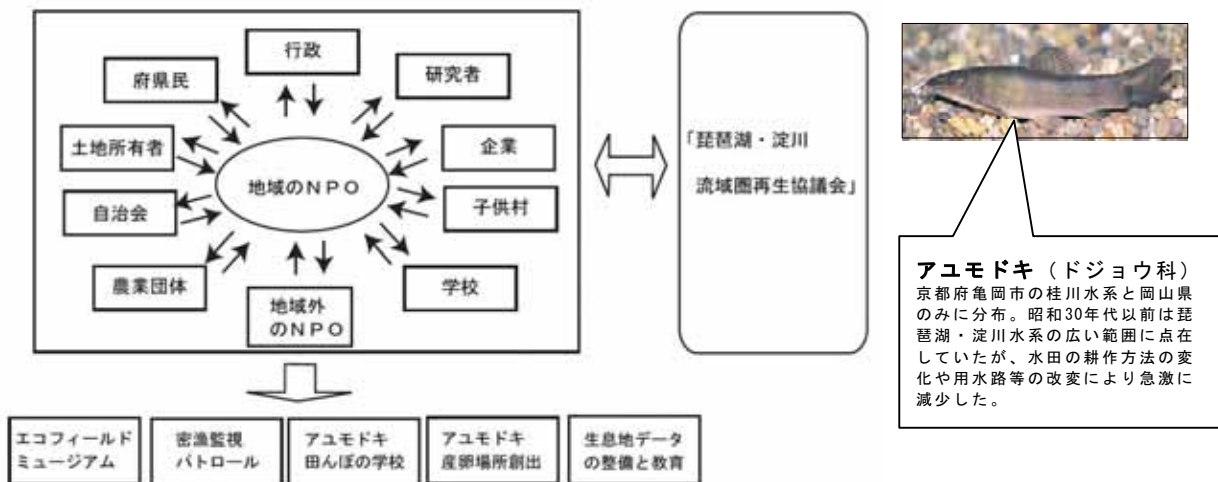
(4) アユが遡上する自然豊かな芥川再生プロジェクト

淀川支流の芥川及びその流域において、アユの遡上等多様な生きものが生息・生育する自然豊かな水環境の再生を目指し、魚道設置による河川横断工作物の改善等のハード事業やワークショップの開催等のソフト事業により、山～農空間～川～海とつながる生態系の連続性の回復と保全を図る。



(5) アユモドキ生息地保全プロジェクト

桂川等、天然記念物であるアユモドキの生息地を保全するため、NPOを含めた多様な主体が連携する協議会を設置し、密漁監視や産卵場所の創出等、保全活動の促進、生息地データの整備と教育、各種の地域振興策等に取り組む。



■水辺の賑わい創出

流域圏における人と水辺の良好な関係を再構築するため、みずべプロムナード周辺等において、川に向いたまちづくり、水に活かされたまちづくりを進めるとともに、既存水路等を活用したせせらぎの創出を図り、まちと水、人と水とのつながりの再生を目指す。

1. せせらぎの創出

まちにせせらぎを創出するためには、水量の確保ときれいな水が必要である。そのため、水利用の弾力的運用や未利用水の活用により水量を確保するとともに、水質のさらなる改善を図る。



大阪駅北地区

<まちなかへのせせらぎ創出イメージ>

(1) モデル地区におけるまちなかへのせせらぎの創出

人々が集い交流する潤いと活気あふれるまちなみを再生し、災害時には防災用水としても利用できるように、水枯れの生じている河川や流域内の水路に水を取り戻すとともに、例えば御堂筋や駅前再開発地区等に導水を行う等、まちなかにせせらぎを導入する。

1) ^{みやこ}京の川再生

西高瀬川は、天神川開削により分断され、下流部は枯れ川となっている。そのため、西高瀬川の上流部からの導水により、清流の復活を図る。

堀川は、都市化による流入河川の埋め立て等により、流れが失われているため、第二疏水分線からの導水により、清流の復活を図る。

古くは御所の防災用水として用いられていた琵琶湖疏水から京都御苑への御所水道を復活する。

それぞれの清流復活等と併せ、親水性に配慮した空間整備を行うことにより、まちにせせらぎを取り戻すとともに、大規模地震等の災害時には防災用水としても利用できる水路を確保する。これらにより、古都京都の歴史と伝統を育んだ京の川を再生・創出する。



2) 古都における環境防災水利の導入

災害時の火災等から、歴史文化遺産と地域を一体として守り、伝統的なまちなみや景観を保存・継承するために、河川や水路、自然のため池等の様々な水利を活用した環境防災水利の導入を、例えば清水寺及びその周辺等において進める。また、防災水利の整備状況と合わせた建築基準法の規制緩和等について検討する。



(2) 水利用の弾力的運用

水量を確保するために、豊潤な河川から枯渇した河川への河川間運用、農業用水の有する地域用水機能の活用、ため池の利活用、工業用水の循環利用等の促進、既存の水源施設の弾力的運用等の効率的な水利用を図る。

(3) 未利用水の活用

水量を確保するために、現状においても利用されていない下水処理水、地下水、雨水貯留水等の利活用を図る。

(4) 水質の改善

公共用水域の水をきれいにするため、琵琶湖・淀川流域圏において合流式下水道の改善、汚水処理施設の整備や高度処理施設の導入を推進し、効果的な水質の改善・向上を図る。

(5) ヒートアイランド現象の緩和

都市のヒートアイランド現象緩和のための街路樹等緑地の整備、屋上緑化・壁面緑化の普及促進、保水性舗装化等と連携し、せせらぎの創出、親水空間の再生・創出、水辺空間と連動したオープンスペースの確保等を行うことにより、ヒートアイランド現象緩和効果の増大を図る。



2. 親水空間の再生・創出

親しみのある水辺を実現するためには、子供から高齢者まで多くの人々に水辺と親しめる空間を再生・創出する必要がある。そのため、モデル地区において、川や湖とまちとが一体となった整備を行うとともに、水辺空間の利用環境に係る規制等の弾力的運用、舟運の活用、バリアフリー化等を行う。



<水辺のオープンカフェのイメージ>

(1) モデル地区における親水空間の再生・創出

周辺の自然、風景、歴史的建造物等のまちづくりとの調和を図り、情報発信、交流のできる施設等を備えた「川の駅」「湖の駅」を整備する。

1) 大阪の水の都づくり

熊野街道と水の回廊との結節点である八軒家浜や、古くから舟運で賑わった道頓堀川において、地域固有の歴史や文化を活かしながら、多くの人々が憩い集えるような水辺空間整備を行う。

水辺の賑わい創出に向けては、民間事業者等が行うイベント開催やオープンカフェの設置のための社会実験を行うとともに、民間事業者等が主体となった商業施設の設置の検討、緊急船着場・閘門の使用許可及び手続きの簡素化等について検討を行う。

舟運の活用については、鉄道駅への乗換えやバリアフリーにも配慮した船着場を整備するとともに、航行ルールを策定し、多様な水上交通の利用活性化を図る。また、川に向けた遊歩道・公園整備を行うとともに、NPO等の活動拠点となるセンターや資料館等を整備し、淀川の歴史・文化に関する情報発信等を行う。さらに、大阪駅北地区における水路・緑地の創出等による水と緑のネットワークを活かしたまちづくりや、御堂筋地区におけるせせらぎ・泉・噴水等の整備と連携し、「水の都大阪」の水辺の賑わいを再生・創出する。



2) 枚方の川に開かれたまちづくり

古くから宿場町として賑わい、くらわんか船でも有名な枚方において、舟運を活用し、駅前から水辺まで一体となったまちづくりを進める。このため、河川公園の一部で、カヌー等の発着場やアクセス道路の整備、河川敷地内に木陰を創出する高木の植栽等について各種基準をもとに運用を図る。また、河川において民間事業者等が行う、イベント開催やオープンカフェの設置等のための社会実験、緊急船着場の使用許可及び手続きの簡素化、河川公園内への路線バス等の乗り入れ等について検討を行う。さらに、まちづくりの観点から、スーパー堤防の整備と一体となった沿川地域の景観の保全・形成等を行うとともに、歴史街道のシンボルとなる集客施設等の整備・活用による淀川の歴史・文化に関する情報発信、舟運を活用した環境・防災安全教育を実施し、川に開かれたまちを再生・創出する。



3) 淀川三川合流部における地域間交流拠点づくり

淀川、木津川、桂川の三川合流部は、豊臣秀吉以来の数多くの治水工事によって形成された全国的にもめずらしい地形であり、琵琶湖・淀川流域のシンボルの一つと言える。

その壮大な景観と豊かな自然環境を保全再生するとともに、鉄道・道路・舟運のネットワーク拠点として広域防災拠点機能も備えた「川の駅」等の流域間交流拠点や、人と自然のかかわりを学ぶ環境学習等を行う地域間交流拠点等として、多様な生態系に配慮しながら地域の特性を活かした活用を図る。



4) 湖をつなぐ駅づくり

琵琶湖において民間事業者等が行う、旅客船用として占用許可を受けている栈橋の使用許可及び手続きの簡素化、イベント開催やオープンカフェの設置等のための社会実験、緊急船着場の使用許可及び手続きの簡素化等について検討を行う。また、大規模地震時等におけるリダンダンシー機能を強化するため、「湖の駅」を防災湖上輸送ネットワークの拠点として位置づけるとともに、水辺空間と連動した市街地整備、湖岸緑地の整備、水上タクシーの利用活性化、船舶の利用に関するルール・マナーの啓発、琵琶湖やその周辺の歴史・文化に関する情報発信を行い、琵琶湖をつなぐ水辺の賑わいを再生・創出する。



(2) 水辺空間の利用環境に係る規制等の弾力的運用

河川敷地内におけるカヌー等の発着場やアクセス道路等の整備、木陰を創出する高木の植栽等について、治水・利水・河川環境への影響を考慮した上で、各種基準をもとに運用を図る。

民間事業者等による河川敷地及び河川管理施設の使用について、治水への安全性等を確保した上で、下記について検討する。

- ・旅客船用として占用許可を受けている栈橋の使用許可及び手続きの簡素化
- ・船舶係留施設・船舶上下架施設等に係る占用主体の拡大
- ・イベント開催やオープンカフェの設置等のための許可及び手続きの簡素化
- ・緊急船着場・閘門の使用許可及び手続きの簡素化

(3) 水辺空間の再生・創出

人を水辺に近づけるために、水辺空間とまちづくりが一体となった整備（水辺空間と連動した市街地整備）を図る。また、市街地の水路確保、景観誘導施策の推進、スーパー堤防の整備等により水辺空間の創出を図る。

(4) 舟運の活用

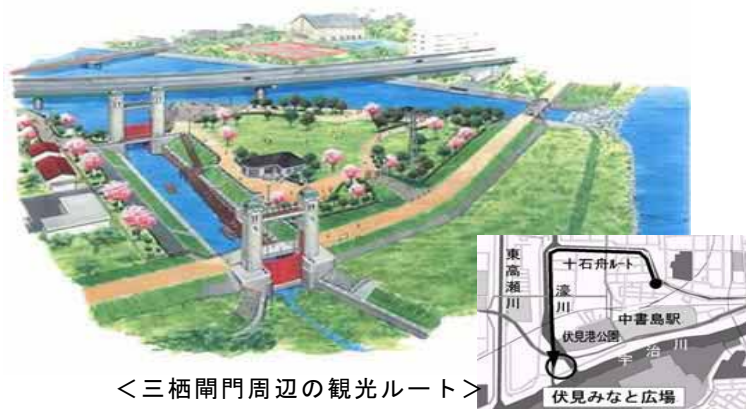
舟運を活用した水辺空間の再生・創出を図るため、船着場・停泊地・航路の整備・改修等、「川の駅」「湖の駅」の整備、水上タクシー・環境学習船・防災船の導入を図る。

(5) 利用環境の改善（ハード面）

水辺空間を子供から高齢者まで多くの人々が、安全かつ快適に利用可能とするため、緩傾斜歩道の設置（バリアフリー化）や、河川区域内に設置するトイレの水洗化や木陰を創出するための高木の植栽等を図る。

(6) 水辺の魅力創出

人々を水辺に引きつけるためには、魅力ある水辺を創出する必要がある。そのため、官民が一体となり水辺空間の整備を協働推進するとともに、様々な水辺に親しむ機会づくりや、利用環境の向上のための取り組みを図る。



＜三栖閘門周辺の観光ルート＞

1) 親しみの機会づくり

水辺に親しむ機会づくりのため、琵琶湖・淀川流域圏における水辺の賑わいマップによる情報提供、川や湖に関する歴史文化遺産の活用、環境・防災安全教育を実施する。

2) 利用環境の向上（ソフト面）

利用環境の向上を図るため、クリーンアップ等の開催や定期的な環境美化・清掃活動の推進、河川使用時のモラルの向上について琵琶湖・淀川流域圏が一体となって取り組む。

■流域水環境再生

琵琶湖・淀川を構成する基礎的要素である水は、生態系や人間にとって不可欠な存在、いわば「生命の水」であり、水源かん養機能や地下水の流動を含めた水循環系を適正に保全再生するため、水循環系についての調査研究を行い、適正な水管理のための水環境改善計画を作成するとともに、『生命の水再生』アクションプランを策定し、その着実な実施を図る。

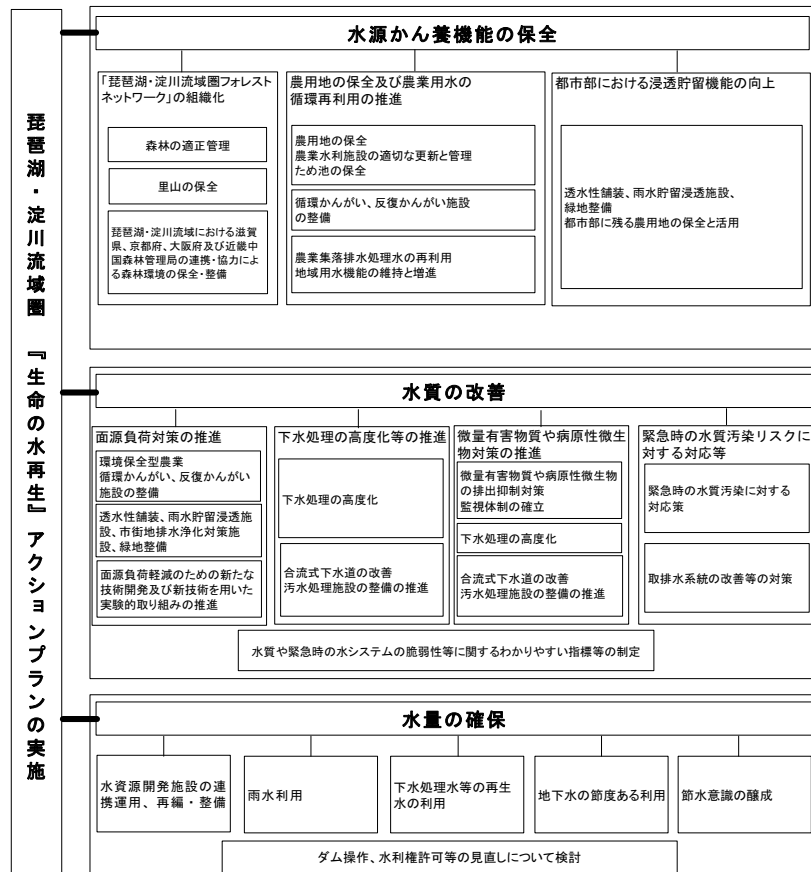
さらに、琵琶湖・淀川そのものを「流域ミュージアム」として位置づけ、水にかかわる自然、歴史、文化等について、学習・体験するなかで、水と人とのつながりを再認識できるよう、情報発信や施設整備を行う。

1. 適正な水管理のための水環境改善計画の作成

寝屋川等の都市内流域や琵琶湖流入河川や木津川、桂川等の上流河川等、いくつかの流域をモデル流域として設定し、水源かん養機能や地下水流動等まで含めた水循環系について調査研究を行い、適正な水管理のための水環境改善計画を作成する。これらのモデル流域において、森林管理、緑地保全、透水性舗装等の対策が水質、水量等に与える効果を検証する。

2. 『生命の水再生』アクションプランの実施

流域圏が一体となり、水源かん養機能の保全、水質の改善、及び安定した水量の確保に取り組むため『生命の水再生』アクションプランを策定し、その着実な実施を図る。



(1) 水源かん養機能の保全

豊かな水を育む森林や農用地は大切な資源であり、森林・農業の多面的機能をできる限り保全することが、流域圏の水源かん養機能を将来に渡って引き継ぐためには重要である。このため、持続可能な森林管理や農用地の保全と活用、及び水の有効な利用を図り、水源かん養機能保全に関する取り組みを流域圏が一体となって推進する。また、これまで実施されてきた様々な主体による取り組みを発展的に拡大させるとともに、情報の共有・発信、住民参加等により、取り組み間の交流を推進する。

1) 「琵琶湖・淀川流域圏フォレストネットワーク」の組織化

森林地域においては、様々な主体の参加による間伐の実施等、森林の適正な管理に向けた取り組みを組織化し、琵琶湖・淀川流域圏独自の「琵琶湖・淀川流域圏フォレストネットワーク」を確立し、取り組み間での交流を推進し、発展的に拡大させるとともに、本来、森林が有している水源かん養機能を保全する。

- ① 森林の適正管理（森林整備等）
- ② 里山の保全
- ③ 琵琶湖・淀川流域における滋賀県、京都府、大阪府及び近畿中国森林管理局の連携・協力による森林環境の保全・整備



<田上山百年の森作り>

2) 農用地の保全及び農業用水の循環再利用の推進

農村地域においては、農用地の保全や農業用水の循環再利用等、水源かん養機能の維持及び農業用水の有効な利用を図る。

また、棚田の保全等、様々な主体が参加する取り組みを発展的に拡大させ、取り組み間での交流を推進する。

- ① 農用地の保全、農業水利施設の適切な更新と管理、ため池の保全と整備
- ② 循環かんがい、反復かんがい施設の整備
- ③ 農業集落排水処理水の再利用、地域用水機能の維持と増進



<循環かんがい>

3) 都市部における浸透貯留機能の向上

都市部においては、浸透貯留機能の向上を図る。また、都市部の住民が、森林地域や農村地域での取り組みに積極的に参加することにより、流域全体で取り組み間の交流を推進する。

- ①透水性舗装、雨水貯留浸透施設、緑地整備、都市部に残る農用地の保全と活用



<透水性舗装の歩道>

(2) 水質の改善

流域圏が一体となり、人々が安心して利用でき、多様な生物が息息・生育できる水質を確保する。このため、流域圏全体で、例えば「みんなが泳げる南湖・淀川の復活」等の具体的な目標を定めた水質改善プログラムを定め、水質環境基準を達成するとともに、さらなる水質改善を目指して、面源負荷対策、下水処理の高度化、微量有害物質や病原性微生物対策、緊急時の水質汚染リスクに対する対応、取排水系統等の改善等に重点的に取り組む。また、水質改善や緊急時の対応に関する情報の収集・整理を行い、水質や緊急時の水システムの脆弱性等に関するわかりやすい指標等の制定や、様々な主体が利用可能な情報の共有・発信を行う。

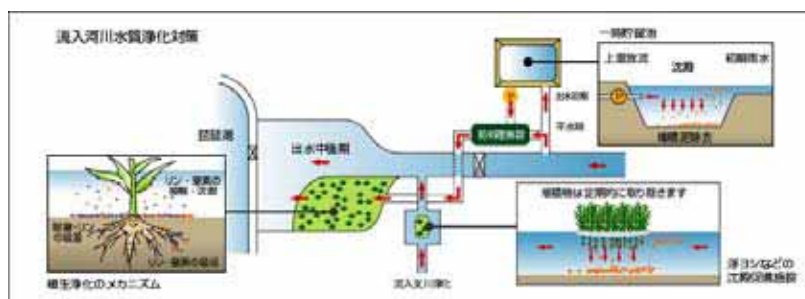
1) 面源負荷対策の推進

農村地域における水田等からの肥料分等を含んだ排水、都市部における市街地からの初期流出雨水等が面源負荷の要因となっており、これらに対する負荷軽減対策や浄化対策等の充実を図る。また、面源負荷の実態把握、農用地の循環かんがいや植生浄化等に関する調査研究もあわせて実施する。

- ①環境保全型農業
- ②循環かんがい、反復かんがい施設の整備
- ③透水性舗装、雨水貯留浸透施設、市街地排水浄化対策施設、緑地整備
- ③面源負荷軽減のための新たな技術開発及び新技術を用いた実験的取り組みの推進



<市街地排水浄化対策施設
おぼかわ
(伯母川バイオパーク)>



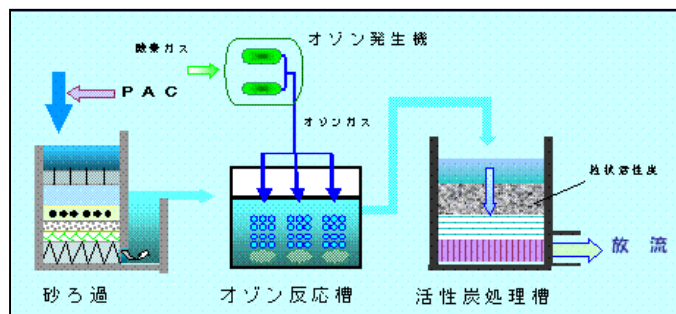
2) 下水処理の高度化等の推進

有機物をはじめとして、窒素やリンについても大幅な除去が可能な高度処理を推進する。

また、合流式下水道の改善、下水道等污水处理施設の整備の推進を図る。

① 下水処理の高度化

② 合流式下水道の改善、污水处理施設の整備の推進



< 高度処理の一例（生物処理後に実施する物理化学的処理） >

3) 微量有害物質や病原性微生物対策の推進

人々が安心して利用でき、多様な生物が生息・生育できる水質を実現するために、微量有害物質や病原性微生物等の対策について推進する。

① 微量有害物質や病原性微生物の排出抑制対策、監視体制確立

② 下水処理の高度化

③ 合流式下水道の改善、污水处理施設の整備の推進

4) 緊急時の水質汚染リスクに対する対応等

地震等の災害、渇水、上流域における水系伝染病の集団発生等に伴って増大する水道水等の汚染に関するリスクを分析・評価し、リスクを回避、低減するための計画を策定するとともに、その実現を図る。また、平時においても、水道の原水を河川に頼る多くの人々の健康・生命への長期的・潜在的影響を回避し、浄水コストの増大、水道水に求められる快適性への支障等ために、取排水系統の改善等の対策を検討し、その対策の推進を図る。

① 緊急時の水質汚染に対する対応策

② 取排水系統の改善等の対策

(3) 安定した水量の確保

必要なときに安定して水が利用でき、また生物の生息・生育のためにも河川や流域内の水域の流量を確保するため、水資源開発施設の連携運用、再編や整備、雨水利用、下水処理水の利用、地下水の節度ある利用、節水意識の醸成等を行う。また、さらなる効率的な水運用を目指してダム操作、水利権許可等の見直しについて検討する。

3. 水と人とのつながりの再構築

琵琶湖・淀川そのものを「流域ミュージアム」とし、水にかかわる自然、歴史、文化等について、学習・体験するなかで、水と人とのつながりを再認識できるよう、情報発信や施設整備を行う。また、水と人々の暮らしのかかわり方として伝承されてきた流域の「水文化」を、健全な形で次世代につなぎ、水にかかわる知恵を継承・発展していくために「水との復縁」運動を展開する。

(1) 琵琶湖・淀川の「流域ミュージアム」化

水に関する情報を有する資料館、博物館、ビジターセンター等のそれぞれにおいて、琵琶湖・淀川の自然・歴史・文化・防災・地理等に関する情報発信を行うとともに、湖や河川をフィールド学習や体験の場として活用するため、案内板の設置、ボランティアガイドの活用、マップの作成等を行う。その際、ビジターセンター等の運営やボランティアガイドへのNPO等の積極的な参加を求め、支援する。また、琵琶湖・淀川流域の水とともに培われ継承されてきた多くの歴史文化遺産を「流域ミュージアム」の一部として活用する。



<アクア琵琶>



<淀川資料館>

(2) 「水との復縁」運動の展開

水をはじめとする流域の様々な恵みを再認識するため、水と暮らしのあり方について流域をあげて見つめ直し、疎遠になったり、おろそかになっている水に関わる様々な活動を再生するため「水との復縁」運動を展開する。

1) 水文化・歴史の再発見

- ・住民の視点に立った河川環境マップ、水防マップ、災害対策ハザードマップの作成のため、GISを活用して基盤整備を行う。
- ・水文化を伝承する「琵琶湖・淀川の語り部」の認定・活用等を通じ、琵琶湖・淀川特有の歴史・文化の発信を行う。
- ・歴史街道推進協議会と連携して、水に関わる遺跡や名勝地を周遊する「水文化探訪ツアー」や地域と連携して十石船や三十石船を活用した船による「歴史探訪ツアー」を行う。

- ・生活文化として息づいてきた流域内の井戸や名水の現状点検を行い、その再生を図る。
- ・河川のもつ空間機能をあらためて活用するため、阿国歌舞伎等、河原の文化や河原の賑わいを復活させる。
- ・水と人のかかわりの中で育まれてきた流域の漁業文化・食文化・祭り等の水文化を保存・継承するとともに、それらを担う団体相互の連携・交流を行う。
- ・近代を支えた産業遺構としての流域の土木遺産を保存・継承する。

2) 流域一斉行動の実施

- ・防災意識が低下していることから、水害に対応するための避難訓練を流域全体で行う。
- ・生活の中の水の役割をあらためて実感し、水の大切さを理解するため、節水キャンペーンや断水生活を体験できる社会実験を行う。
- ・自分たちの生活が河川を汚しているという現実を再認識するため、流域一斉排水対策等の社会実験を行う。
- ・ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境にもたらす水の有効性を再認識するために、「打ち水大作戦」などの社会実験を引き続き実施する。
- ・水にまつわる各種公共施設の大切さを再認識するため、各地で「橋洗い」、NPO、ボランティア等による河川清掃や美化活動など「未知普請活動」を展開する。



<未知普請活動>

3) 先人の体験と知恵の継承

- ・洪水や渇水等の危機に対応するための市民の知恵を継承するため、災害体験の記録をとりまとめ、発信していく。
- ・洪水や渇水等に対応するために地域で引き継がれてきた行動様式、知恵や工夫といった文化を発掘し、発信していく。

4) 上下流交流の促進

- ・水利用と環境の関係を考える流域水源探訪ツアー等のイベント等を実施する。
- ・流域圏内での地産地消を促進し、「琵琶湖・淀川ブランド」を確立する。
- ・森林の水源かん養機能を再認識するため、水源地の恩恵を受ける都市住民等の参加による森づくりを行う。
- ・流域の児童・生徒が流域の環境について学習することにより上下流意識を醸成するため、流域圏内の学校間交流を行う。

5) 子供たちとの連携運動

- ・河川や湖岸に、子供たちのための総合学習フィールド「体験の水辺」を設定し、環境教育の推進を図る。
- ・流域の子供たちの意見を聞く場として「流域子供委員会」を設置する。

4. 流域水環境の統合管理に向けたアプローチ

水環境は水量、水質を中心とし、人とのつながり等、様々な要素を持つことから、水環境の維持、向上に向けて多くの主体が関与している。

現在、水環境に関わる行政は、それぞれの所管のもとに法律を整備し、現在までに様々な施策が鋭意進められ、大きな成果を上げてきた。しかし、近年、水環境に対して、生物に配慮した水量・水質の確保等、従来の施策では対応できない新たな価値観に基づく対応が求められている。これらに対して、個々の行政が単独で対応、展開するには限界があることから、様々な主体が連携して取り組み、迅速かつより適切な対応が求められている。

一方、琵琶湖・淀川流域圏の水は、琵琶湖やダム湖等の上流域で利用され、その後、京都を中心とした中流域、さらに下流域の大阪平野で利用される等、反復利用されている。このように、琵琶湖・淀川流域圏の地域社会は、流域がもたらす恵みである水を高度に利用することにより成立しており、流域とつながりのある全ての主体が、水をかけがえのない共有財産として認識する必要がある。

さらに、この共有財産である生命の水を、それぞれの主体が守り育てていくために、流域としての「効率性」、「公平性」、「持続性」が保たれ、また、それぞれの主体の合意と共通認識のもとで実施する水環境の統合管理が必要である。

以上のことから、流域水環境のあり方について、行政機関が相互に議論、協力しあうことのできる場づくりを行い、水環境の統合管理に向け、利害を調節し、合意形成にいたる仕組みについて協議・調整を行う。

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画を推進するため、統合的流域管理の視点に立って、各分野にまたがり地域を越えて行政機関等が、協議・調整を行う場として、「琵琶湖・淀川流域圏再生協議会」を設置するとともに、NPO等の幅広い連携や交流を促進するため、定期的に交流会を開催し、NPO間の情報交換や交流を深める機会を提供する「琵琶湖・淀川流域交流会」を設置する。また、行政とNPO等の中間的な立場で、行政とNPO等の連携の橋渡し等、役割を担う新しい組織として、「琵琶湖・淀川流域圏再生機構」を設置するとともに、流域圏における情報拠点、交流拠点となる「流域再生コアセンター」を設置する。

1. 「琵琶湖・淀川流域圏再生協議会」

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画の具体的な展開を図るため、「琵琶湖・淀川流域圏再生協議会」に各分野、テーマ毎に行政機関で協議・調整を行う「分科会」を設置する。さらに、「分科会」における協議・調整で生じた個別課題や専門的な事柄について、学識経験者やNPO等を交え、意見交換や技術的検討を行う「専門委員会」を設置する。

なお、再生計画の取り組み期間は概ね5～10年であるが、より長期的な取り組みを要する事項については、引き続き本協議会で取り組むこととする。

(1) 「分科会」の設置

各分野、テーマ毎に下記分科会を設置し、行政機関により協議・調整を行う。

1) 「みずペプロムナードネットワーク分科会」

ネットワークの整備状況及び不連続箇所解消、「川の駅」「湖の駅」の整備状況に関する評価及び登録制度や運用方法に関する検討、関連するソフト事業に関する実施、社会実験の評価実施等について協議・調整を行う。

2) 「水辺の生態系保全再生・ネットワーク分科会」

水ネットワークの連続性の点検、水辺の生態系保全再生事業に関する評価や管理、生態系に関するデータベースの構築と情報の共有化、モニタリングによる順応的な進め方の導入、市民との連携・協働や環境教育の推進、水質改善等、他の施策との連携、各機関の連携施策の推進等について協議・調整を行う。

3) 「水辺の賑わい創出分科会」

モデル地区における施策実施状況及び達成度の評価や管理、モデル地区で実施した手法の賑わい創出地区への展開に関する検討、実施地区における社会実験の推進に向けた検討等について協議・調整を行う。

4) 「流域水環境再生分科会」

適正な水管理のための水環境改善計画の作成、「琵琶湖・淀川流域圏フォレストネットワーク」の検討、面減負荷対策・下水処理の高度化・微量有害物質対策や病原性微生物対策・緊急時の水質汚染リスクに対する対応等の検討、水資源開発施設の連携運用の検討、流域ミュージアムの検討、「水との復縁」運動の推進、「琵琶湖・淀川流域圏『生命の水再生』アクションプラン」の検討等について協議・調整を行う。

5) 「統合的流域管理に関する検討分科会」

水環境に関する実態の把握（水環境データベースの構築）、水環境管理のあり方の検討、統合的流域管理のための水マネジメント機構の創設に関して検討等を行い、統合的流域管理に向け、行政が相互に議論、協力しあうことのできる場づくりを行い、利害を調節し、合意形成にいたる仕組みについて協議・調整を行う。

(2) 「専門委員会」の設置

「専門委員会」として、必要に応じ、例えば、「湖沼及び河川空間利用委員会」、「水質保全委員会」、「水利用委員会」、「水源かん養研究委員会」、「外来種対策委員会」等を設置する。



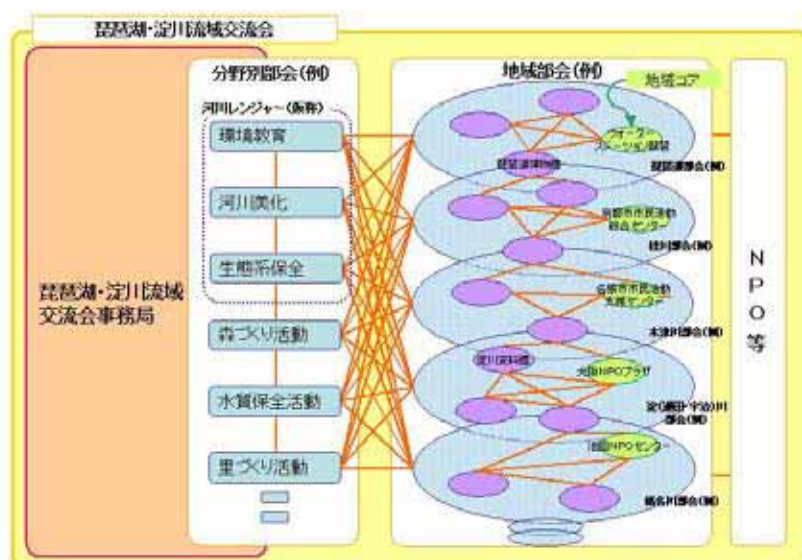
2. 「琵琶湖・淀川流域交流会」

「琵琶湖・淀川流域交流会」には、「琵琶湖・淀川流域交流会事務局」を設置するとともに、NPO等の活動の分野や地域性を考慮し、「分野別部会」、「地域部会」を設置し、NPO等が活動する拠点の連携を促進するため、各活動拠点のネットワーク化を図る。

なお、「分野別部会」及び「地域部会」はNPO等の自主性により運営され、事務局はそれぞれの活動への支援や、情報のネットワークにより、緩やかな交流を促進する役割を担う。

(1) 「琵琶湖・淀川流域交流会事務局」

「琵琶湖・淀川流域交流会事務局」は、NPO等が活動する拠点のセンター的なハブとしての役割や、プラットフォーム的な機能を有し、情報の交流・発信、機材等物資の貸し出し及び提供、企業がNPO等の活動を援助する認証制度の設定、研究機関等とのコーディネート等の各種の支援、セミナー・シンポジウム等の交流イベントの開催等のNPO等への活動支援を行う



ことにより、NPO等の活動の活発化や交流を促進し、NPO等だけでなく企業や研究機関等の多様な主体が協働することを目指す。活動支援における情報の交流・発信として、流域圏に関する様々な情報の各活動拠点への配信、各NPO等の活動紹介、HPの作成等を行う。

(2) 「分野別部会」

NPO等の活動が、環境教育、河川美化、生態系保全といった分野別で行われていることから、それぞれの分野の集まりである「分野別部会」を構成し、分野ごとの情報発信・交流・連携等を行う。

(3) 「地域部会」

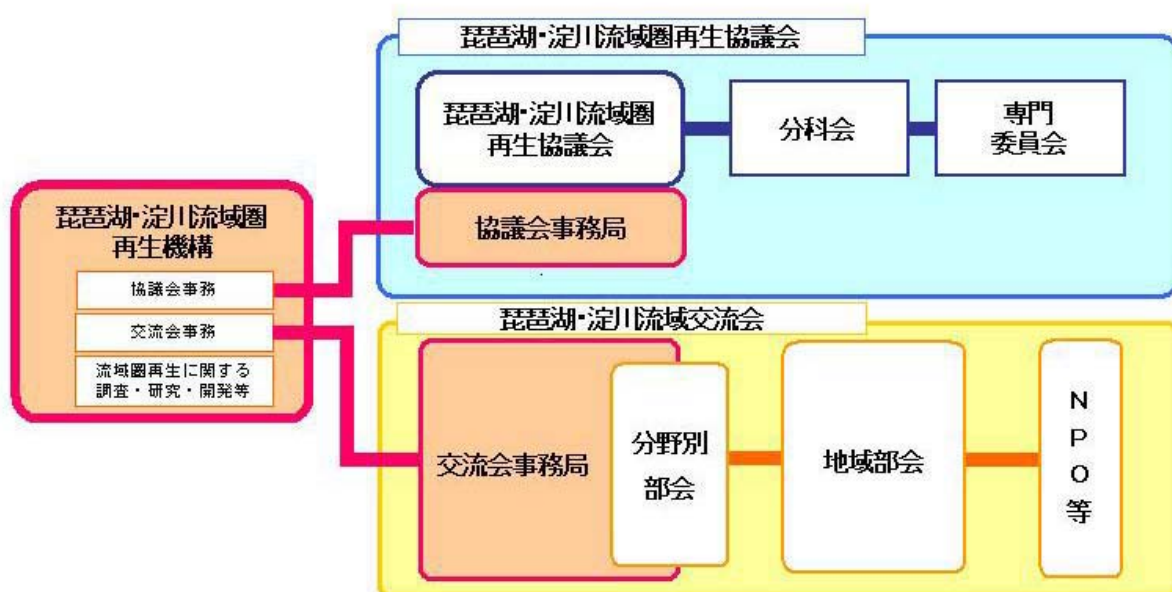
NPO等の活動の地域性を考慮し、琵琶湖流域、淀川流域等、支川流域等の地域ごとに「地域部会」を設置することにより、地域の連携強化を目指す。また、NPOサポートセンターや資料館等の既存施設を活用することで、活動拠点を確保するとともに、地域の連携の中心となる活動拠点を「地域コア」と位置付け、各NPO等の取り組みへの参加者募集、情報・交流スペースの提供等、地域活動の支援を行う。

3. 「琵琶湖・淀川流域圏再生機構」

「琵琶湖・淀川流域圏再生協議会」の事務局とNPO等の交流ネットワークをサポートする事務局としての役割を持つ「琵琶湖・淀川流域圏再生機構」を設置する。

この機構の設置にあたっては、行政とNPO等との調整を行い、双方の立場を理解しながら、利害に影響されない中立的な組織であること、また流域における水源地域と水利用地域、都市部と地方部等、各々の立場を尊重して調整を行える組織であることに留意する必要がある。このためには、「(財)琵琶湖・淀川水質保全機構」の組織体制を拡充し、活用することも一方策であると考えられるので、今後関係機関と調整し検討を進める。

なお、NPO等への支援をより円滑に進めるために、寄付金の税控除対象となる特定公益増進法人への認定及びその運用の弾力化等、組織の活動がより活発になるような規制緩和が望まれる。



4. 第三者を含めた評価委員会の設置

再生計画推進を確実なものとするために、計画の進捗状況とその評価について公開による年次報告会を実施するとともに、その結果について、必要に応じて第三者を含めた評価委員会に報告する。

■ 琵琶湖・淀川流域圏の再生計画の推進方策

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画を具体化し、流域圏をよりよい姿で次世代に伝えていくため、関係する省庁、地方公共団体等が下記推進方策のもと、総力をあげて再生計画に取り組む。

■ 市民、企業、行政等の主体的な取り組みとパートナーシップ（連携と協働）

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画を推進するためには、市民、企業、行政等の主体的な取り組みが活発になることが重要である。このため、それぞれの主体、分野を超えたパートナーシップを構築して再生計画を推進する。

■ 規制緩和や制度改革への取り組み

水辺や水を適切かつ有効に活用し、また、民間の参加を促進するために、規制緩和や制度改革について、社会実験等を活用し積極的に取り組む。

■ 情報の公開と共有化

各行政機関が様々な主体と連携を取りながら、生態系や水環境等に関するデータを収集・整理し、行政はもとより、広く一般市民をも含めて情報を公開し共有化を図る。

■ 多様な技術・手法の開発とその積極的活用

水質の浄化や自然との共生、地球温暖化対策等に寄与する技術・手法の技術開発に努めるとともに、これらの技術・手法の積極的な活用を図る。

■ 「守るべきもの」の保全に向けた取り組み

琵琶湖・淀川流域圏は、次世代に継承すべき生態系、景観、歴史文化遺産等を多く有しており、これらの貴重な財産について、流域圏の住民や有識者の意見を踏まえ、多くの人々が大切に思う「守るべきもの」リストを作成する。この「守るべきもの」リストに記載された貴重な財産については、流域圏のすべての主体が協力し、保全に向けた取り組みを推進する。

■ 琵琶湖・淀川流域圏の再生計画の普及・啓発

再生計画を多様な主体の連携により推進するためには、流域圏の多くの人々に「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」を普及・啓発することが重要である。このため、様々な機会にシンボルマーク・キャッチフレーズを活用するとともに、各種イベント等を実施する。

■再生計画のフォローアップ

琵琶湖・淀川流域圏の再生に向けて実施する様々なプロジェクトは、本計画の基本方針を踏まえ、琵琶湖・淀川流域圏再生協議会において協議・調整しながら各機関が推進するものであり、プロジェクトの進捗に合わせ、その達成度・効果等について、協議会で評価しつつ、効果的・効率的な推進を図るとともに、必要に応じて見直していく。

■世界へ向けて発信

流域圏が一体となった取り組みのモデルとして「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」を世界へ向けて発信する。



巻末資料

みずべプロムナード 各地域別の詳細図

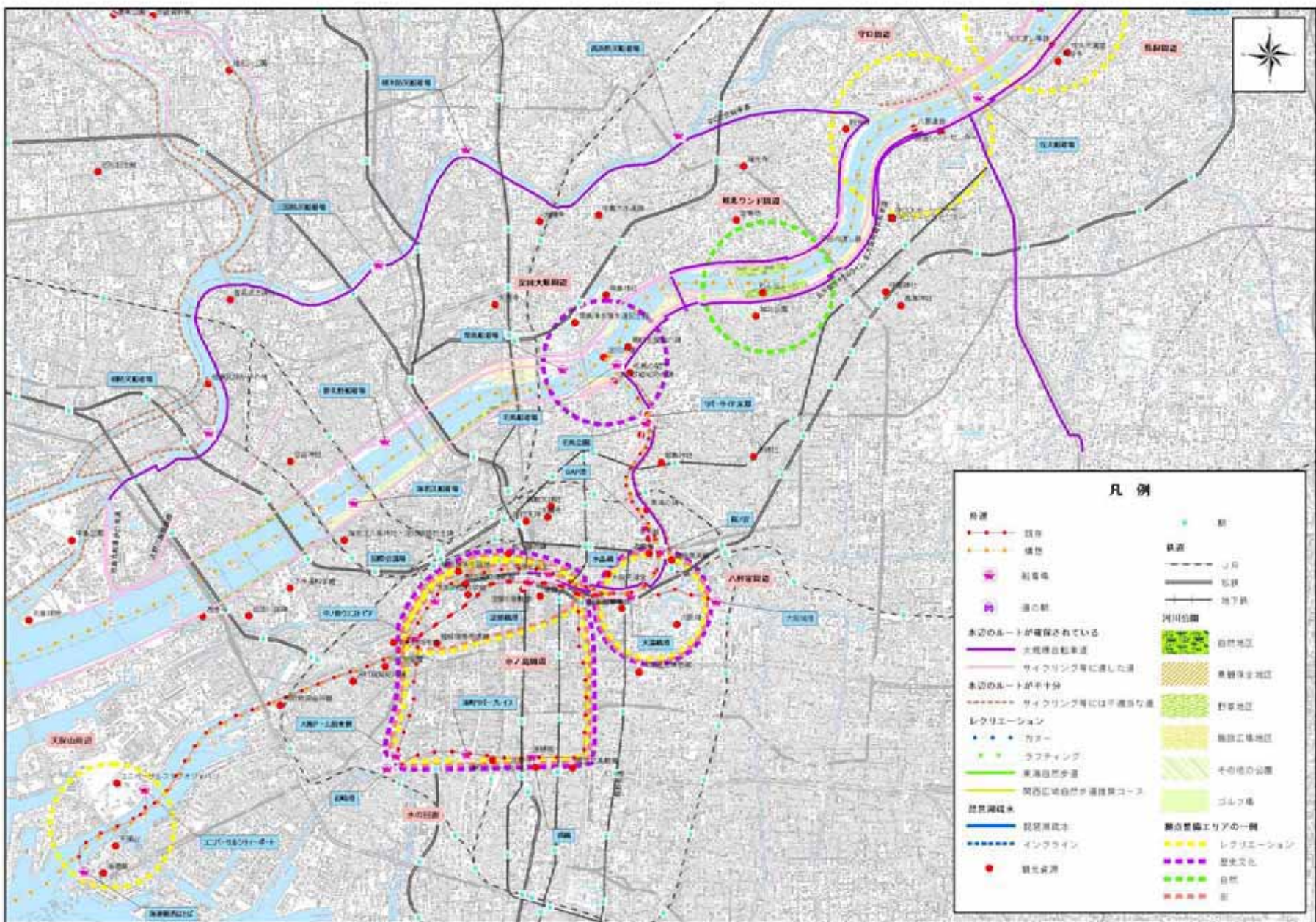
～ 水でつなぐ “人・自然・文化”

琵琶湖・淀川流域圏 ～

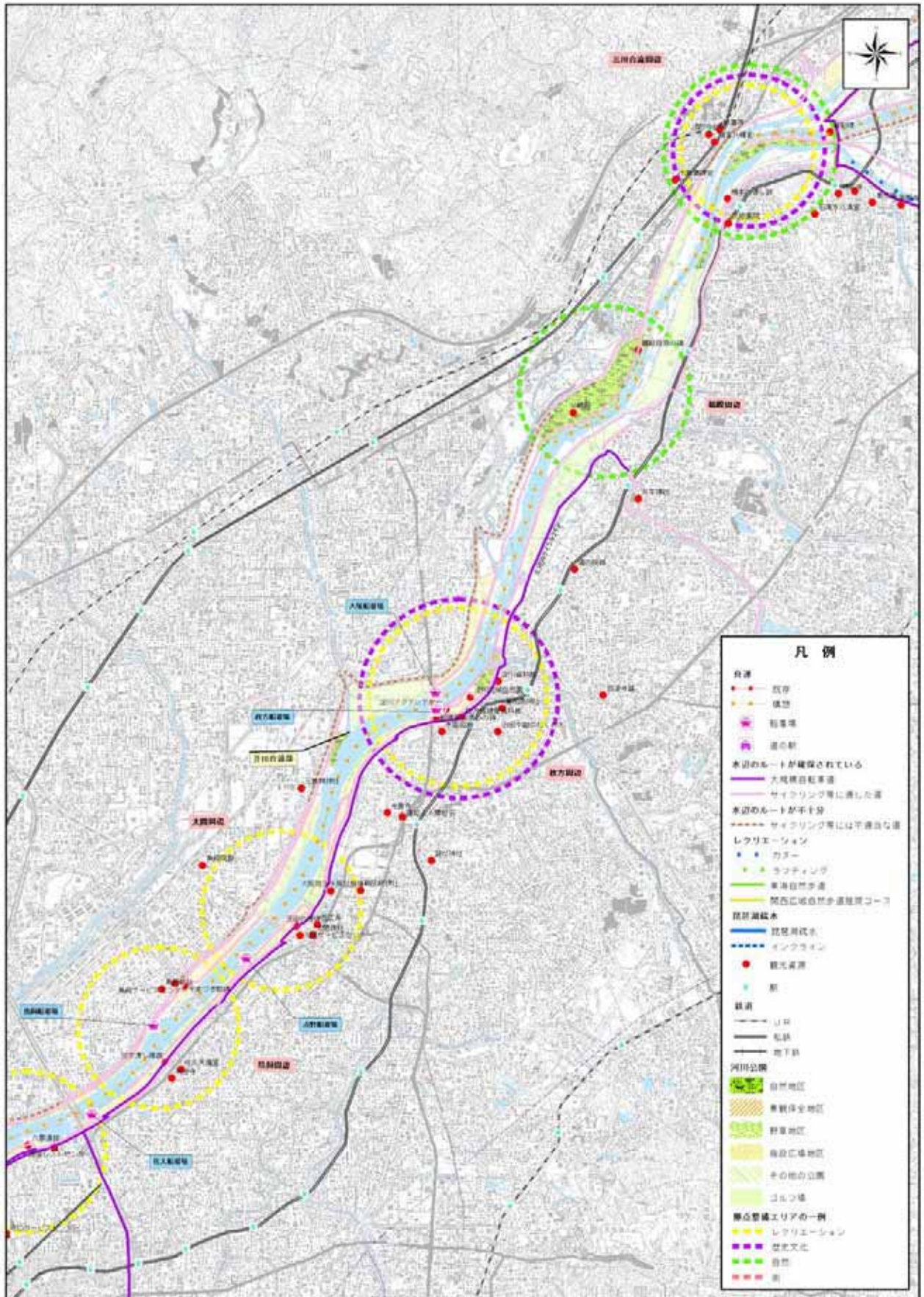
目 次

■ 淀川下流ゾーン	1
■ 淀川上流ゾーン	2
■ 宇治川・琵琶湖疏水ゾーン	3
■ 琵琶湖ゾーン	4
■ 猪名川ゾーン	5
■ 桂川ゾーン	6
■ 木津川下流ゾーン	7
■ 木津川上流ゾーン	8

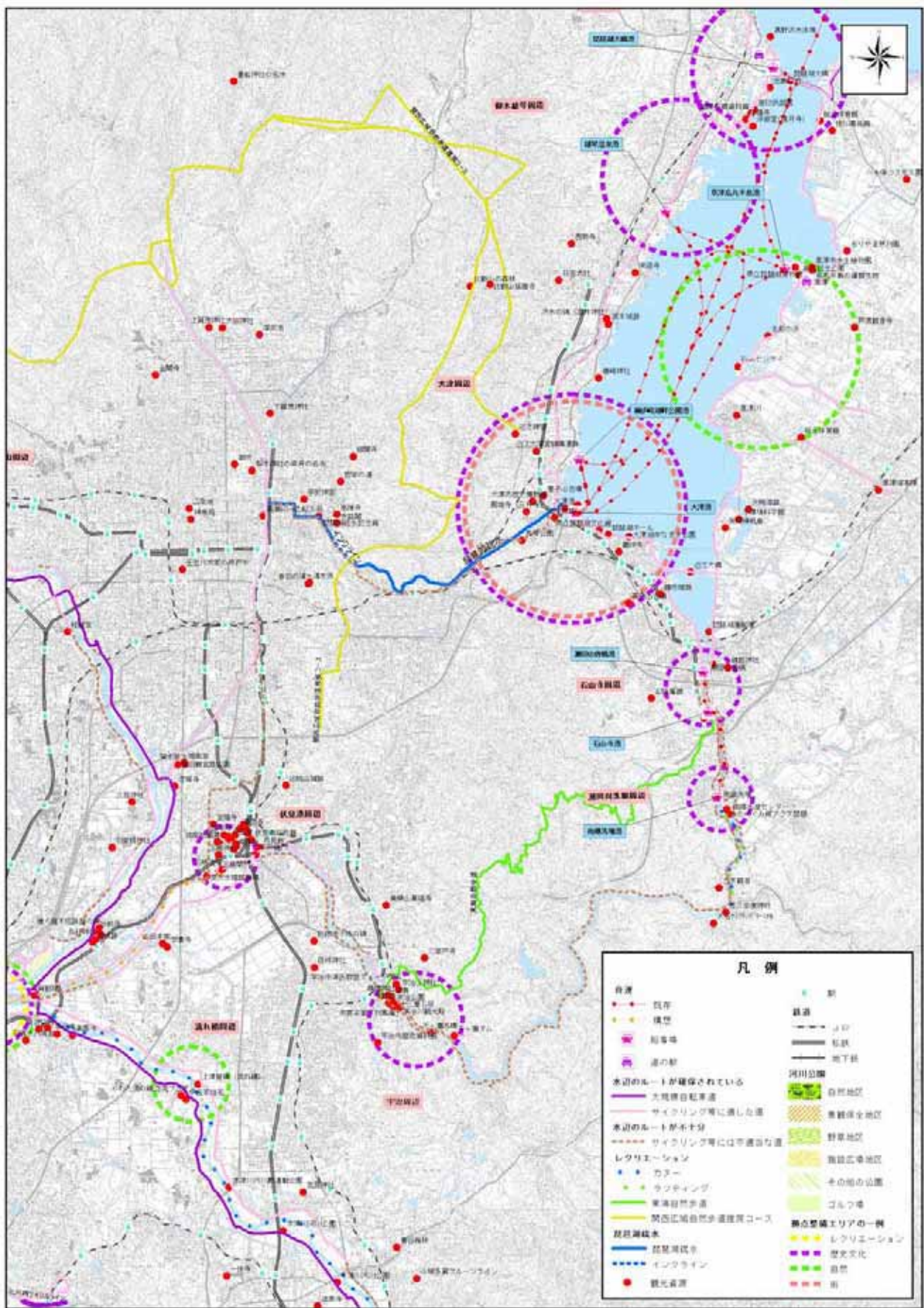
淀川下流ゾーン



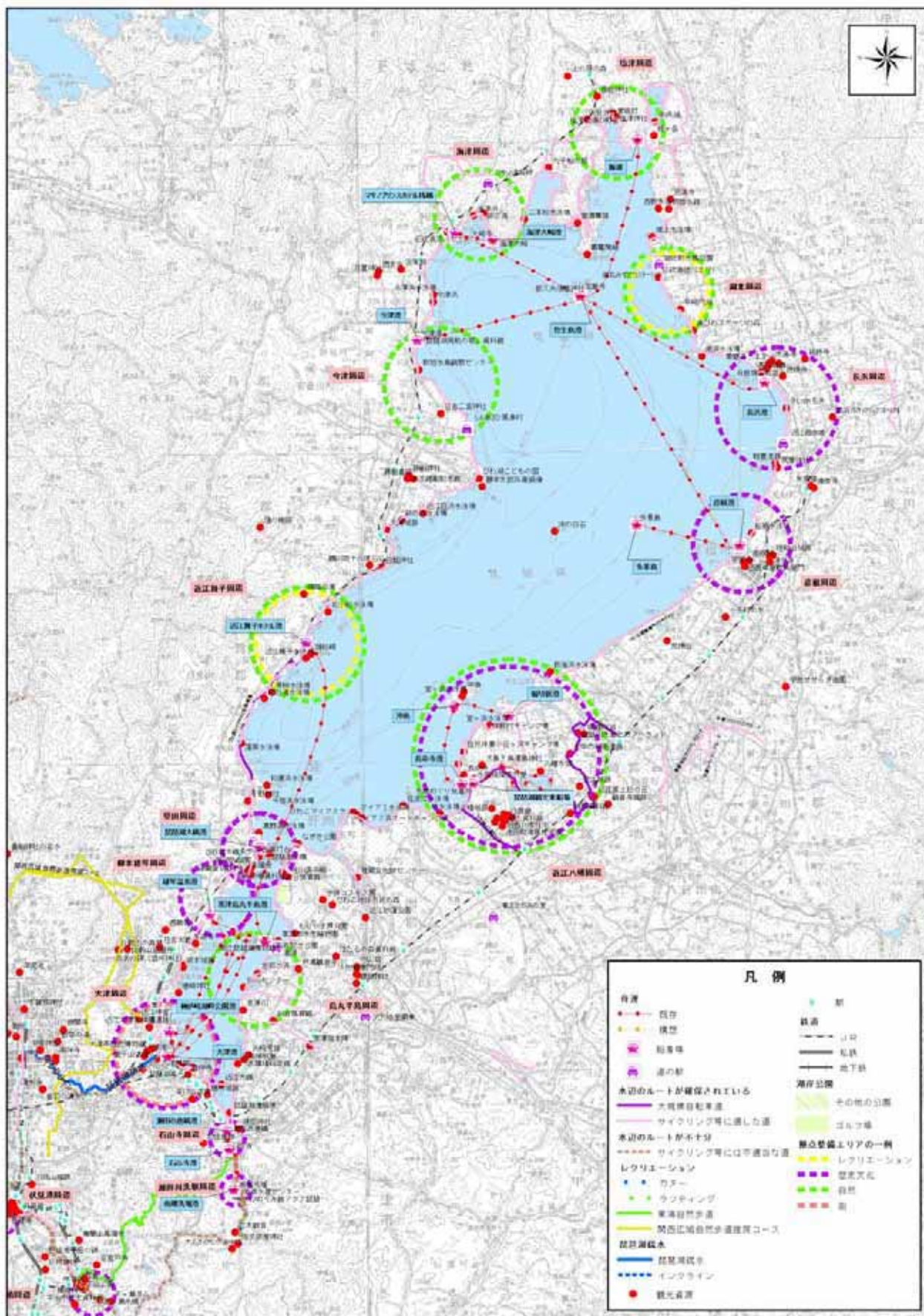
■ 淀川上流ゾーン



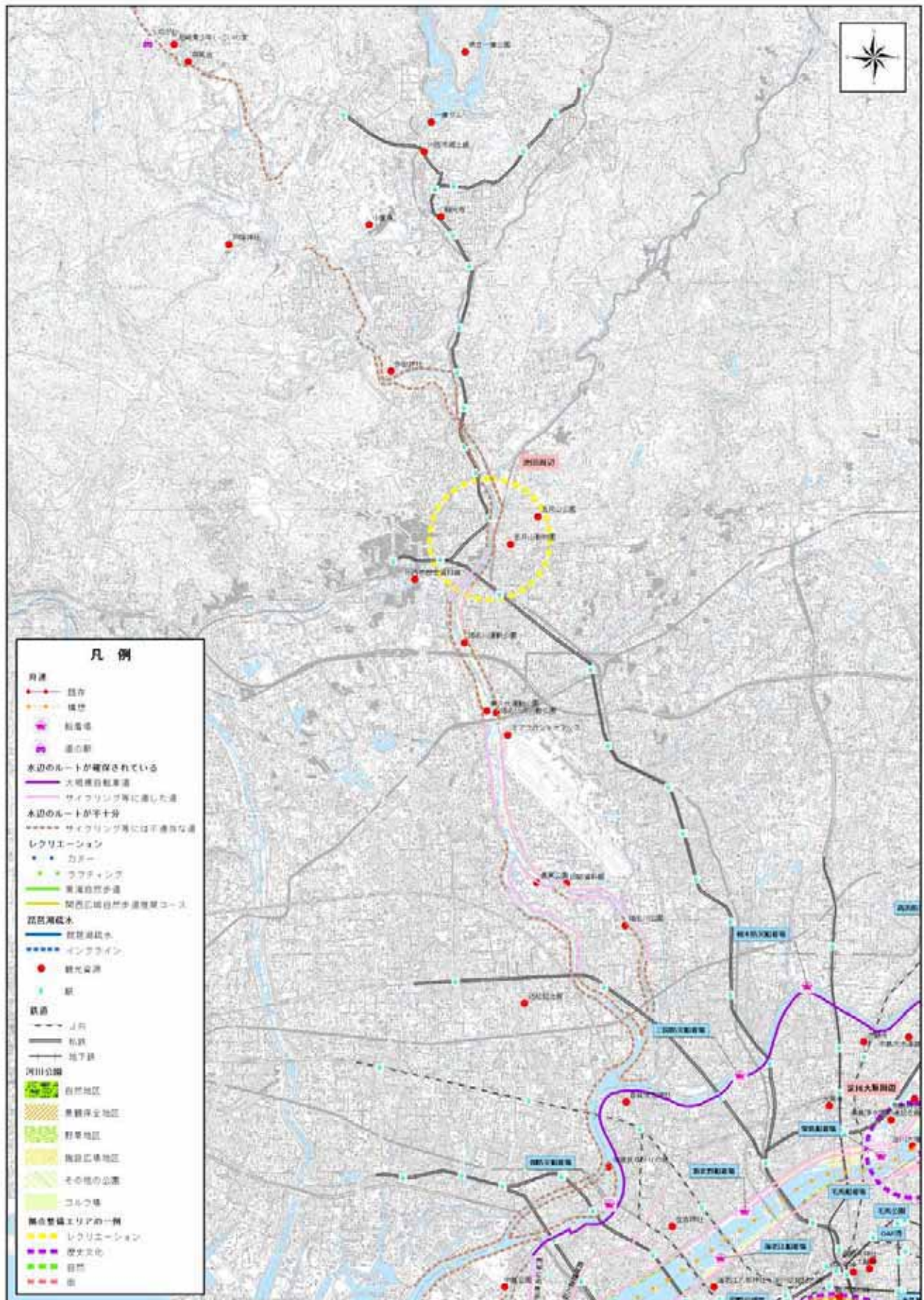
■宇治川・琵琶湖疏水ゾーン



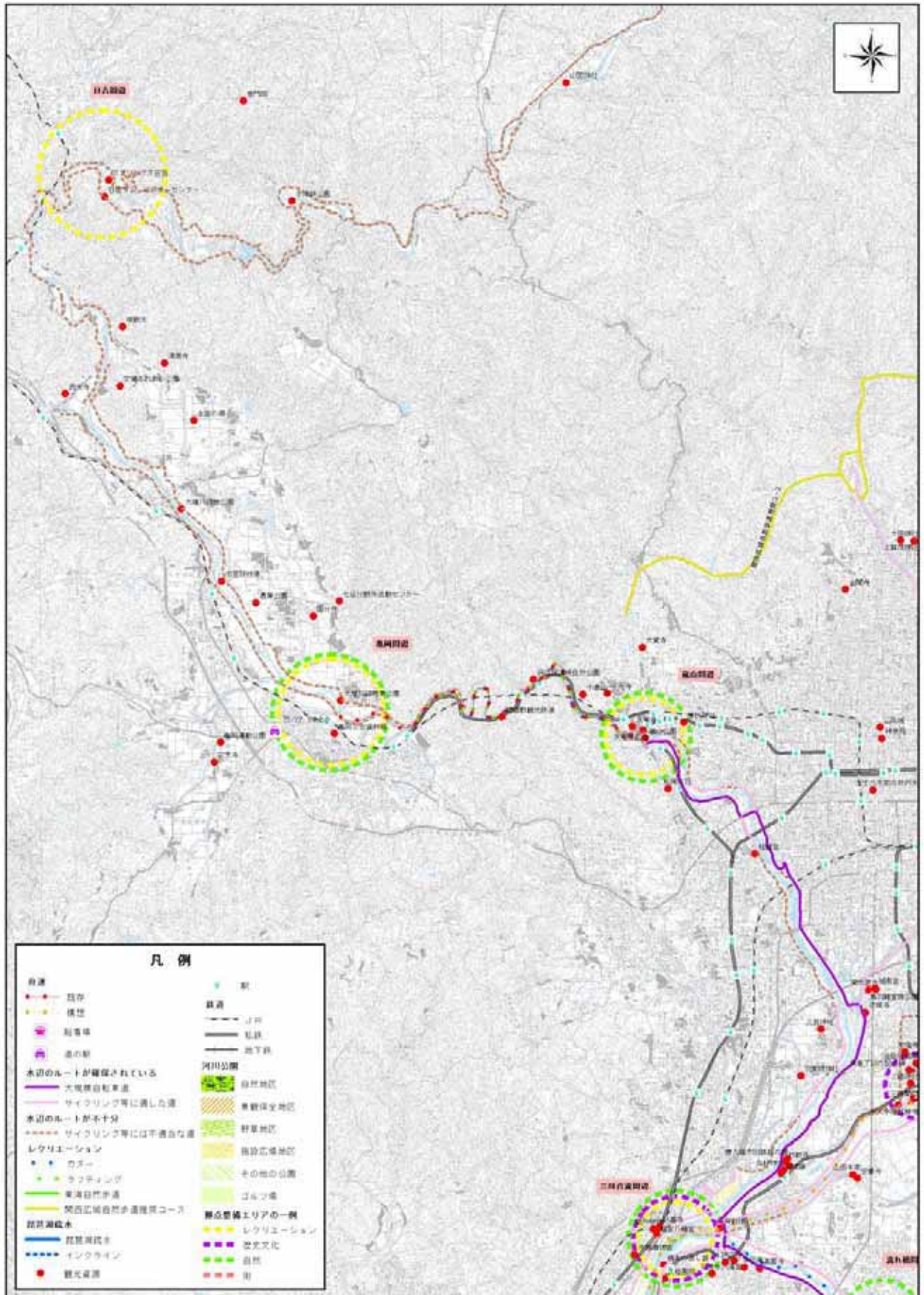
琵琶湖ゾーン



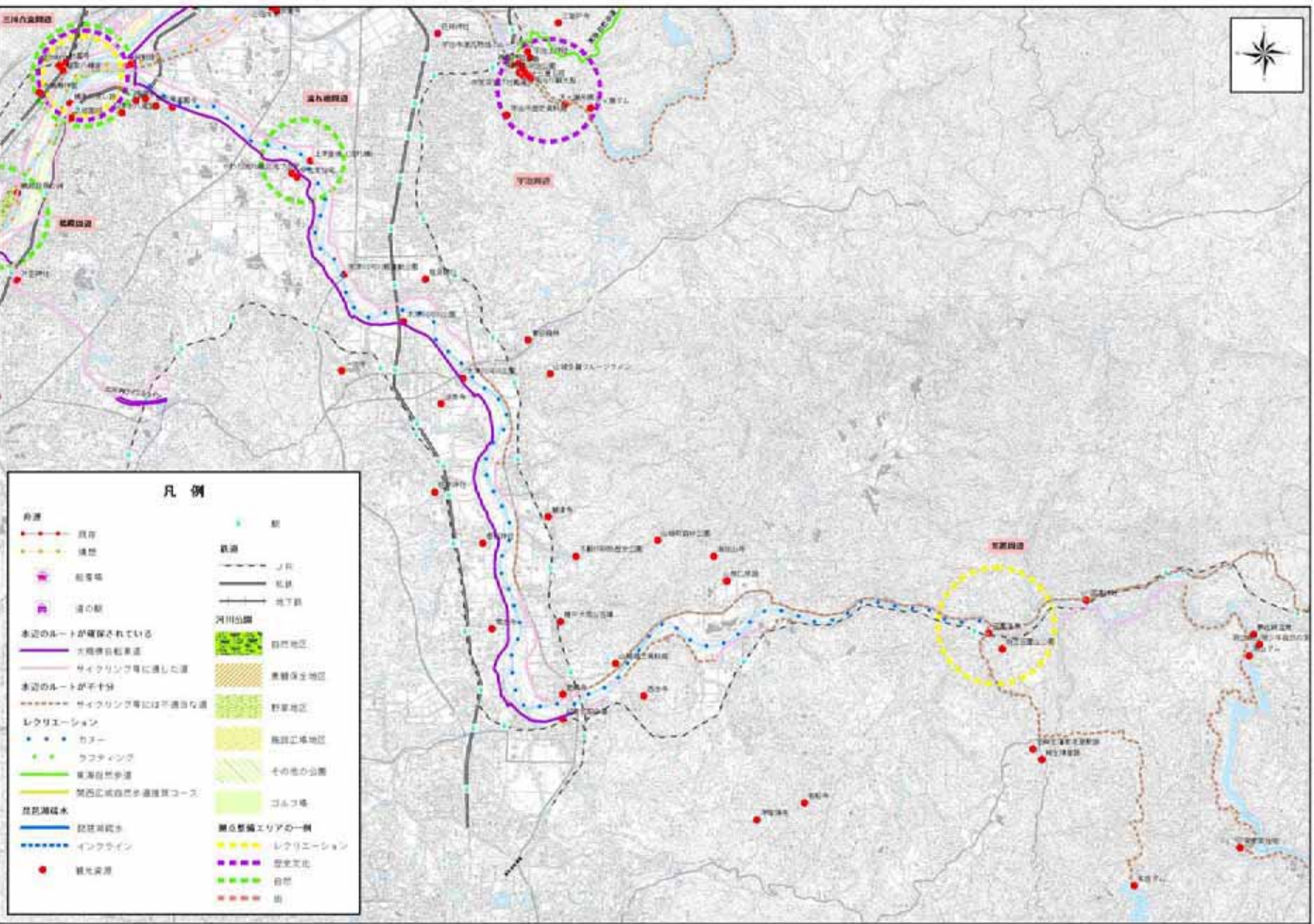
■猪名川ゾーン



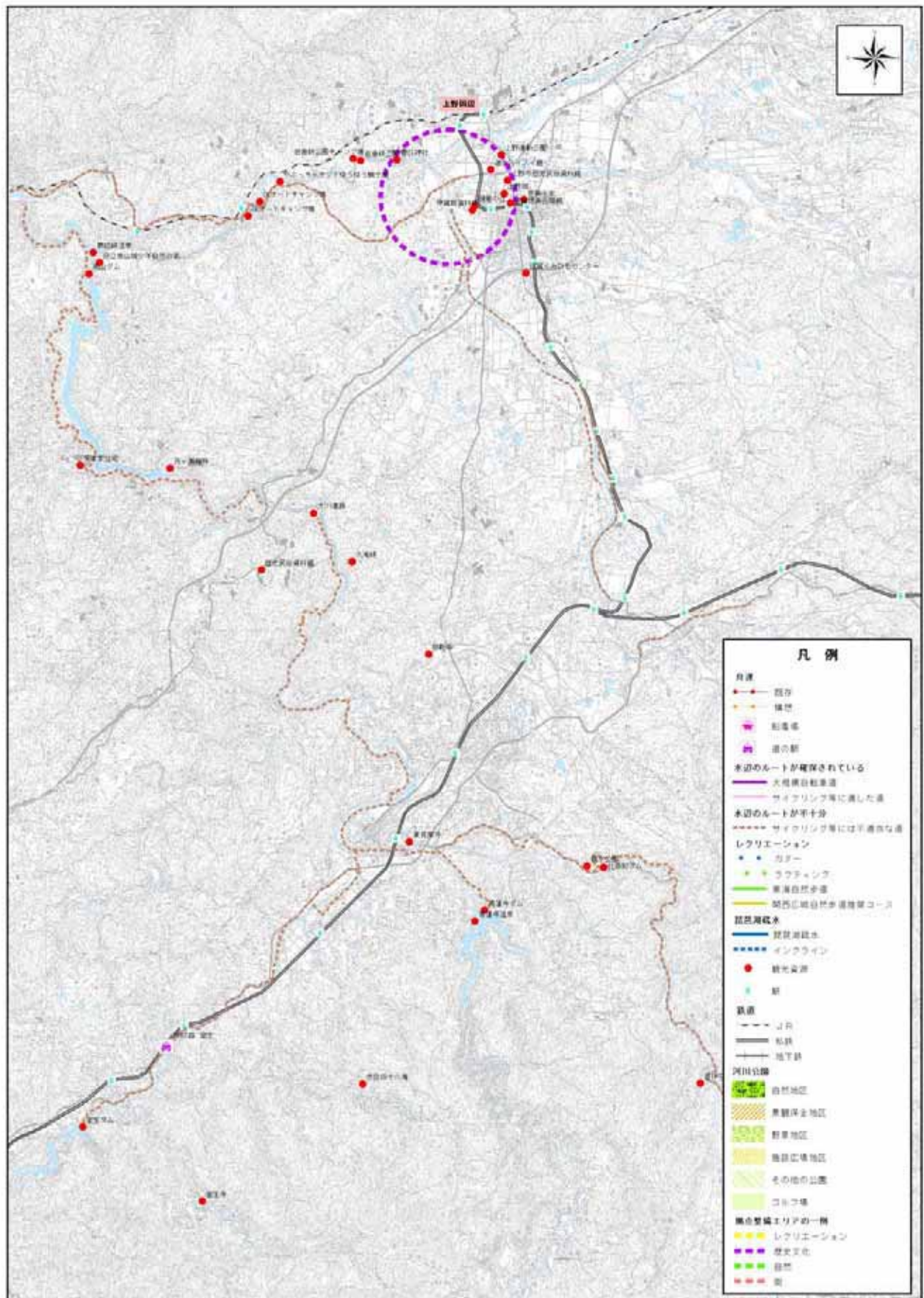
■桂川ゾーン



■木津川下流ゾーン



■木津川上流ゾーン





琵琶湖・淀川流域圏の再生計画

琵琶湖・淀川流域圏の再生プロジェクト集

～ 水でつなぐ“人・自然・文化”

琵琶湖・淀川流域圏 ～

平成 16 年度取りまとめ

琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会

目 次

■ 自然環境	1
■ 都市環境	5
■ 歴史・文化	8
■ 流域の連携	9

■再生プロジェクト

琵琶湖・淀川流域圏の再生に向けて、各機関が取り組むプロジェクトを「再生プロジェクト集」として取りまとめた。取りまとめにあたっては、現状と課題に対応した「自然環境」、「都市環境」、「歴史・文化」、「流域の連携」の4つの視点ごとにまとめるとともに、各々のプロジェクトについて、5つの連携テーマとの関連を示した。

これらのプロジェクトは、本計画の基本方針を踏まえ、琵琶湖・淀川流域圏再生協議会において協議・調整しながら各機関が推進するものであり、プロジェクトの進捗に合わせ、その達成度・効果等について、協議会で評価しつつ、必要に応じて見直していく。

■自然環境

豊かな自然が損なわれつつある琵琶湖・淀川流域圏において、自然環境を保全・再生するため、流域圏内の森林や農用地、多様な生態系、水域環境の保全・再生等のプロジェクトを推進する。

事業名	事業主体	事業期間	5つの連携テーマとの関連
◇ 適正な水管理のための水循環モデルの確立	【国土交通省近畿地方整備局他】	H17～	流域水環境
◇ 水ネットワークの連続性の点検	【国土交通省近畿地方整備局他】	H17	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
○ 水域の連続性の修復	【国土交通省近畿地方整備局、農林水産省近畿農政局、府県】	H17～	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
○ 琵琶湖・淀川流域圏フォレストネットワークの組織化		H17～	流域水環境
○ 琵琶湖・淀川流域圏ならではの種の保全	【外来種対策委員会、国土交通省近畿地方整備局、府県他】	H17～	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
○ 安定した水量の確保	【国土交通省近畿地方整備局、府県、水資源機構】	継続実施	流域水環境
○ 生態系にやさしい琵琶湖水位変動への改善	【国土交通省近畿地方整備局】	継続実施	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
○ 自然な河原の復元	【国土交通省近畿地方整備局、水資源機構】	継続実施	流域水環境

<凡例> ○:流域的要素のプロジェクト、 ●:地域的要素のプロジェクト、 ◇:ソフト的要素のプロジェクト

事業名	事業主体	事業期間	5つの連携テーマとの関連
○ 森林が持つ水量の確保と水質の保全機能に関する調査	【滋賀県】	H15～H23	流域水環境
○ ひょうごの森・川・海再生プラン	【兵庫県】	H14～	流域水環境
○ 環境林整備事業	【三重県内 認定林業事業体】	伊賀市： H13～33、 名張市： H17～37	流域水環境
○ 上下流連携の水源の森林づくり	【滋賀県】	H11～	流域水環境
○ びわ湖水源のもりづくり月間推進事業	【滋賀県】	H16～	流域水環境
○ 林業担い手確保・育成対策事業	【滋賀県内 森林組合】	H16～H19	流域水環境
○ 造林事業	【滋賀県内 森林組合等】	継続実施	流域水環境
○ 新ひょうごの森づくり	【兵庫県、県内市町等】	H14～H23	流域水環境
○ 田上山百年の森づくり	【大津市】	H16～H27	流域水環境
○ 環境林学び・ふれあい促進事業	【伊賀市】	H15～H17	流域水環境
○ 環境こだわり農業環境影響調査事業	【滋賀県】	H16～H18	流域水環境
○ 農地・農業用水等の資源を適切に保全管理する施策体系の構築に向けた調査・検討	【農林水産省近畿農政局、府県】	H17	流域水環境
○ 農地からの負荷軽減技術を確立するための調査	【農林水産省近畿農政局】	H16～H18	流域水環境
○ 農業水利施設の整備・更新・管理を通じた健全な水循環系の再構築	【農林水産省近畿農政局、府県、市町村、水土里ネット等】	継続実施	流域水環境
○ 農村地域の水と有機性資源の循環利用	【農林水産省近畿農政局、府県、市町村、水土里ネット等】	継続実施	流域水環境
○ 魚のゆりかご水田プロジェクト	【滋賀県】	H17～	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
○ 里地棚田保全整備事業	【滋賀県】	H14～H17	流域水環境
○ 里山・ため池・田園の保全と活用促進事業	【大津市】	H17～H27	流域水環境
○ 農林水産業の活性化事業	【大津市】	H17～H27	流域水環境
○ 自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造	【農林水産省近畿農政局、府県、市町村、水土里ネット等】	継続実施	流域水環境
○ 水質保全対策事業	【滋賀県】	H6～	流域水環境
○ 地域用水機能増進事業	【滋賀県内 土地改良区】	H11～	水辺の賑わい
○ 農業濁水ゼロチャレンジ事業	【滋賀県内 農業団体(集落)】	H15～H18	流域水環境
○ 農業集落排水資源循環統合補助事業	【滋賀県内 39 市町村】	継続実施	流域水環境
○ びわこ流域田園水循環推進事業	【滋賀県内地域協議会】	H16～H18	流域水環境
○ 農業用水の有する地域用水機能の維持・増進	【農林水産省近畿農政局、府県、市町村、水土里ネット等】	継続実施	流域水環境
○ 琵琶湖の総合的な保全のための計画	【国土交通省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、環境省、滋賀県、県内市町村】	H11～H32	流域水環境
○ 琵琶湖水質保全対策行動計画	【国土交通省、農林水産省、滋賀県、県内市町村】	H9～H18	流域水環境

<凡例> ○:流域的要素のプロジェクト、 ●:地域的要素のプロジェクト、 ◇:ソフト的要素のプロジェクト

事業名	事業主体	事業期間	5つの連携テーマとの関連
○ 自然と人がきらめく「琵琶湖のゆりかご」 南湖の再生プロジェクト			水辺の生態系保全再生・ネットワーク
・湖底改善事業	【滋賀県等】	H17～	
・魚のゆりかご水田プロジェクト	【滋賀県】	H17～	
・琵琶湖(赤野井湾)河川浄化事業	【滋賀県】	H9～H18	
・琵琶湖自然再生(河川再生)事業	【滋賀県】	H11～	
・琵琶湖河川利用推進事業	【滋賀県】	H17～	
・ヨシ帯再生事業	【滋賀県】	H8～H22	
・外来魚ゼロ作戦事業	【滋賀県】	継続実施	
・固有魚復活対策事業	【滋賀県】	継続実施	
・コイ資源減少対策研究	【滋賀県】	H17～H19	
・草食性魚類放流事業	【滋賀県】	継続実施	
・琵琶湖流域下水道事業	【滋賀県】	継続実施	
・公共下水道事業	【滋賀県内 34 市町】	継続実施	
・農業集落排水資源循環統合補助事業	【滋賀県内 39 市町村】	継続実施	
・浄化槽設置整備事業	【滋賀県内市町】	継続実施	
・合併処理浄化槽維持管理事業	【滋賀県内市町】	継続実施	
・水質保全対策事業	【滋賀県】	H6～	
・琵琶湖(中間水路)河川浄化事業	【滋賀県】	H4～H18	
・農業濁水ゼロチャレンジ事業	【滋賀県内 農業団体(集落)】	H15～H18	
・環境こだわり農業実施協定制度 (環境農業直接支払交付金制度)	【滋賀県内 農業者(個人、法人)、 農業団体】	H16～	
・琵琶湖(木浜内湖)河川浄化事業	【滋賀県】	H12～H22	
・琵琶湖(平湖・柳平湖)河川浄化事業	【滋賀県】	H12～H22	
・琵琶湖水質保全対策行動計画	【国土交通省、農林水産省、 滋賀県、県内市町村】	H9～H18	
・湖岸緑地再生整備事業	【滋賀県】	H12～H32	
・琵琶湖のレジャー利用の適正化	【滋賀県】	H15～	
○ 湖沼流入負荷削減対策の推進	【環境省】	H17～H18	流域水環境
○ いきづく湖沼ふれあいモデル事業	【環境省】	H17～H19	流域水環境
○ 河川環境整備事業	【国土交通省近畿地方整備局】	継続実施	
○ 湖底改善事業	【滋賀県等】	H17～	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
○ 環の公共事業	【京都府】	H16～	流域水環境
○ 景観や環境と調和した美しいむらづくり	【農林水産省近畿農政局、府県、 市町村、水土里ネット等】	継続実施	流域水環境
● 「尼崎 21 世紀の森」の推進	【兵庫県、尼崎市】	H14～	流域水環境
● 箕面国有林における美しい里山づくり21	【林野庁近畿中国森林管理局】	H16～H18	流域水環境
● ため池里山人のにぎわい推進事業	【滋賀県】	H17～H20	流域水環境
● 農村振興総合整備事業	【滋賀県内市町】	継続実施	
● 反復かんがい施設	【滋賀県、県内市町、土地改良区】	継続実施	流域水環境
● 農業集落排水資源循環統合補助事業	【京都府内6市町】	継続実施	流域水環境
● 団体営農業集落排水事業、団体営農業集落 排水整備促進事業	【伊賀市、名張市】	H11～H17	流域水環境

<凡例> ○:流域的要素のプロジェクト、 ●:地域的要素のプロジェクト、 ◇:ソフト的要素のプロジェクト

事業名	事業主体	事業期間	5つの連携テーマとの関連
● 琵琶湖湖北地域ヨシ群落自然再生事業	【滋賀県】	H17～	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● ヨシ帯再生事業	【滋賀県】	H8～H22	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● 外来魚ゼロ作戦事業	【滋賀県】	継続実施	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● 固有魚復活対策事業	【滋賀県】	継続実施	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● コイ資源減少対策研究	【滋賀県】	H17～H19	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● 草食性魚類放流事業	【滋賀県】	継続実施	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● 琵琶湖自然再生(河道整備)事業	【滋賀県】	H13～H23	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● 早崎内湖等、内湖の再生	【国土交通省近畿地方整備局、滋賀県】	H13～	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● 西の湖河川浄化事業	【滋賀県】	H6～H22	流域水環境
● 長浜港 海域環境創造・自然再生事業	【滋賀県】	H12～H17	流域水環境
● 緑の河川復活事業	【京都府】	H14～	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● 内水面振興対策推進事業	【大阪府】	H11～	流域水環境
● 堅田内湖保全再生事業	【大津市】	H10～H27	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● 水環境再生プロジェクト	【大津市】	H16～H27	流域水環境
● 鶴殿地区ヨシ原の再生	【国土交通省近畿地方整備局】	継続実施	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● 淀川におけるワンドの創出	【国土交通省近畿地方整備局】	継続実施	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● アユが遡上する自然豊かな芥川再生プロジェクト	【国土交通省近畿地方整備局、大阪府、高槻市】	H17～	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● アユモドキ生息地保全プロジェクト	【環境省近畿地区自然保護事務所、京都府、亀岡市、八木町、NPO等】	H17～	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● 外来種による被害防止対策事業	【京都府】	H17～	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● 大阪市内河川魚類生息状況調査	【大阪市】	平成3年度から5年毎 を目途に実施	
● 古都おおつ景観形成プロジェクト	【大津市】	H17～H18	みずべプロムナートネットワーク
● しがの田園景観保全支援事業	【滋賀県内地域活動団体】	H16～H18	
● 散在性ごみ対策事業	【滋賀県、県内市町村】	継続実施	
◇ 琵琶湖のレジャー利用の適正化	【滋賀県】	H15～	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
◇ 環境こだわり農業実施協定制度 (環境農業直接支払交付金制度)	【滋賀県内 農業者(個人、法人)、 農業団体】	H16～	流域水環境
◇ 水と農・ふれあいづくり推進事業	【京都府】	H15～H17	流域水環境
◇ 京野菜こだわり土づくり支援事業	【営農組織等】	H15～	流域水環境
◇ 京野菜こだわり技術の実証、研究、普及事業	【京都府】	H15～	流域水環境
◇ 京都こだわり生産認証事業	【京都府】	H15～	流域水環境
◇ 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)	【国土交通省近畿地方整備局】	H17～	

<凡例> ○:流域的要素のプロジェクト、 ●:地域的要素のプロジェクト、 ◇:ソフト的要素のプロジェクト

■ 都市環境

近年、水と都市との良好な関係が希薄になりつつある琵琶湖・淀川流域圏において、水と都市との良好な関係を再構築するため、せせらぎの創出、親水空間の再生・創出、水辺の魅力創出等のプロジェクトを推進する。

事業名	事業主体	事業期間	5つの連携テーマとの関連
○ みずべpromナードネットワークの推進			みずべpromナードネットワーク
・河川の歴史、文化、自然等の情報を記載した水辺ガイドブック作成	【国土交通省近畿地方整備局他】	H17～	
・歴史街道、なぎさ海道等と連携した、みずべpromナードネットワークの活用	【国土交通省近畿地方整備局、歴史街道推進協議会、(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構他】	H17～	
・淀川大堰の閘門設置等	【国土交通省近畿地方整備局】		
・河道整備	【国土交通省近畿地方整備局】	H17～	
・琵琶湖・淀川の船着場、港の整備	【国土交通省近畿地方整備局、近畿運輸局、府県、市町村】	継続実施	
・遊歩道等、分断箇所の点検・公表、「水辺の小径」整備	【国土交通省近畿地方整備局、府県】	H17～	
・自転車歩行者道の整備	【滋賀県】	継続実施	
・古都おおつ景観形成プロジェクト	【大津市】	H17～H18	
・古都おおつみずべpromナードネット促進事業	【大津市】	H17～H27	
・公共交通活性化プロジェクト	【大津市】	H15～H18	
・舟運等に伴う船舶の開発	【国土交通省近畿運輸局】		
・水上交通システム開発	【国土交通省近畿運輸局】		
・西の湖美術館構想の検討・推進	【滋賀県内NPO等】	H16～H20	
・文化的景観の保存・活用事業	【文化庁】	H16～H17	
・淀川の舟運再生と水辺の賑わい創出構想	【淀川舟運整備推進協議会】	H16	
○ 「川の駅」「湖の駅」の整備			水辺の賑わい創出
・八軒家浜の整備	【大阪府】	H17～	
・水の都・大阪再生事業 (大阪水の回廊づくり)	【大阪府】	H15～	
・枚方の川に開かれたまちづくり	【国土交通省近畿地方整備局、大阪府、枚方市】	H13～	
・淀川三川合流部周辺の整備	【国土交通省近畿地方整備局、京都府等】	H19～	
・社会実験の活用	【国土交通省近畿地方整備局、府県他】	H17～	
・古都おおつ「湖の駅」・「川の駅」整備促進事業	【大津市】	H17～H27	
・「湖の駅・川の駅」事業	【国土交通省近畿運輸局、他未定】		
・「海の駅」との連携	【国土交通省近畿運輸局、京都府、大阪府、京都市、大阪市】		
● 京の川再生事業	【京都府】	H9～	水辺の賑わい
● 京の川づくり事業	【京都府】	H5～	水辺の賑わい
● 水辺環境整備事業	【京都府】	H3～	水辺の賑わい
● 堀川水辺環境整備事業	【京都市】	H16～H22	水辺の賑わい
● 御所水道復活整備事業			水辺の賑わい
○ 古都における環境防災用水の導入	【国土交通省近畿地方整備局、京都府、京都市】	H16～	水辺の賑わい

<凡例> ○:流域的要素のプロジェクト、 ●:地域的要素のプロジェクト、 ◇:ソフト的要素のプロジェクト

事業名	事業主体	事業期間	5つの連携テーマとの関連
○ 寝屋川流域清流ルネッサンスⅡ	【大阪府、寝屋川流域 11 市】	H16～H23	
○ 浄化槽設置整備事業	【滋賀県内市町、大阪府内 43 市町村、伊賀市、宇治田原町】	継続実施	流域水環境
○ 下水道事業	【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、伊賀市、名張市他】	継続実施	流域水環境
○ 河川維持管理	【国土交通省近畿地方整備局】	継続実施	
○ ダム・堰事業	【国土交通省近畿地方整備局】	継続実施	
○ 砂防事業	【国土交通省近畿地方整備局】	継続実施	
○ 六甲山系グリーンベルト整備事業	【国土交通省近畿地方整備局】	継続実施	流域水環境
● 古都おおつみずペブルムナードネット促進事業	【大阪市】	H17～H27	みずペブルムナードネットワーク
● 古都おおつ「湖の駅」・「川の駅」整備促進事業	【大阪市】	H17～H27	みずペブルムナードネットワーク
● 公共交通活性化プロジェクト	【大阪市】	H15～H18	みずペブルムナードネットワーク
● まちの魅力倍増！水路再生プロジェクト	【大阪府等】		水辺の賑わい
● 湖岸緑地再生整備事業	【滋賀県】	H12～H32	水辺の賑わい
● びわこ地球市民の森事業	【滋賀県】	H12～H31	水辺の賑わい
● 長浜港 港湾環境整備事業	【滋賀県】	H17～H18	水辺の賑わい
● 烏丸半島の利活用の促進	【民間企業等】	継続実施	水辺の賑わい
● 水辺緑化の推進事業	【大阪市】	H10～H27	水辺の賑わい
● 大津湖西地区湖岸の再生事業	【大阪市】	H17～H27	水辺の賑わい
● 淀川御幸橋架替事業	【京都府】	H10～H17	水辺の賑わい
● 木津川御幸橋架替事業	【京都府】	H16～H21	水辺の賑わい
● 鴨川公園都市公園施設整備事業	【京都府】	H4～	水辺の賑わい
● 淀川河川公園	【国土交通省近畿地方整備局】	S47～	水辺の賑わい
● 神崎川ネオ・リバープラン	【大阪府】	H7～	水辺の賑わい
● 中央卸売市場前ウォーターフロント事業	【大阪府、大阪市】	H18～H20 (予定)	水辺の賑わい
● まちづくり水路整備事業(番田地区)	【大阪府、神安土地改良区】	H11～H20	水辺の賑わい
● 道頓堀川水辺整備事業	【大阪市】	H7～H22 (第Ⅰ期事業)	水辺の賑わい
● 中之島公園の再整備	【大阪市】	H17～	水辺の賑わい
● 毛馬桜之宮公園の整備	【大阪市】	H18～H20 (予定)	水辺の賑わい
● 此花西部臨海地区緑地整備事業	【大阪市】	H9～H21	水辺の賑わい
● 長瀬河川親水公園周辺整備事業	【名張市】	H17～(予定)	水辺の賑わい
● ヒートアイランド対策の推進	【大阪市】		水辺の賑わい

<凡例> ○:流域的要素のプロジェクト、 ●:地域的要素のプロジェクト、 ◇:ソフト的要素のプロジェクト

事業名	事業主体	事業期間	5つの連携テーマとの関連
● 治山事業	【滋賀県】	継続実施	流域水環境
● 通常砂防事業	【滋賀県】	継続実施	流域水環境
● 地すべり対策事業	【滋賀県】	継続実施	流域水環境
● 急傾斜地崩壊対策事業	【滋賀県】	継続実施	流域水環境
● 生駒山系グリーンベルト整備事業	【大阪府】	H9～	流域水環境
● 河川改修事業	【三重県】	S30～H30 (予定)	流域水環境
● 寝屋川流域総合治水対策特定河川事業	【大阪府】	S63～H27	
● 総合治水対策特定河川事業	【兵庫県】	S54～H20	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● 総合治水対策特定河川事業・住宅市街地 基盤整備事業	【兵庫県】	S59～H25	水辺の生態系保全再生・ネットワーク
● 統合河川整備事業(山田川)	【奈良県】	H13～H17	
● 浸水対策	【大阪市】	S56～	
● 河川改修事業 高規格堤防事業	【国土交通省近畿地方整備局】	継続実施	
● 大規模地震につよい港づくり	【滋賀県】	H16～H18	
● 地震・高潮対策事業	【兵庫県】	S35～H50	流域水環境
● 地震対策	【大阪市】		
● 西大阪地区高潮耐震対策	【大阪府】	S40～	
● 災害に強いまちづくりプロジェクト	【津州市】	H16～H18	
● 底質のダイオキシン浄化対策事業	【大阪府】	H16～H25	
◇ 長浜港 みなとまちづくり	【快適な長浜港をつくる会】	H13～	水辺の賑わい
◇ 「湖の駅・川の駅」事業	【国土交通省近畿運輸局、他未定】		みずべプロムナートネットワーク
◇ 「海の駅」との連携	【国土交通省近畿運輸局、京都府、 大阪府、京都市、大阪市】		みずべプロムナートネットワーク
◇ 舟運等に伴う船舶の開発	【国土交通省近畿運輸局】		みずべプロムナートネットワーク
◇ 水上交通システム開発	【国土交通省近畿運輸局】		みずべプロムナートネットワーク
◇ 雨水利用による地域環境活動推進 モデル事業	【大阪府等】	H17～H18	流域水環境
◇ 淀川水面利用協議会 瀬田川水辺協議会	【国土交通省近畿地方整備局】	H10～	
◇ 地震・津波等危機管理協議会(仮称)	【国土交通省近畿地方整備局】	H17～	流域連携
◇ 水難事故防止協議会(仮称)	【国土交通省近畿地方整備局】	H17～	流域連携
◇ 水害に強い地域づくり協議会(仮称)	【国土交通省近畿地方整備局】	H16～	

<凡例> ○:流域的要素のプロジェクト、 ●:地域的要素のプロジェクト、 ◇:ソフト的要素のプロジェクト

■ 歴史・文化

水によって育まれてきた琵琶湖・淀川流域圏の歴史文化を再発見し、魅力的なまちづくりを行うため、文化的景観の保全・活用、舟運の再生等のプロジェクトを推進する。

事業名	事業主体	事業期間	5つの連携テーマとの関連
○ 流域ミュージアムの実現	【国土交通省近畿地方整備局他】	H17～	流域水環境
○ 「水との復縁」運動の展開			流域水環境
・水文化・歴史の再発見運動	【国土交通省近畿地方整備局他】	H17～	
・流域一斉行動の実施	【国土交通省近畿地方整備局他】	H17～	
・先人の体験と知恵の継承	【国土交通省近畿地方整備局他】	H17～	
・上下流行動の促進	【国土交通省近畿地方整備局他】	H17～	
・子供たちとの連携運動	【国土交通省近畿地方整備局他】	H17～	
● 京都・文化の森づくり事業	【京都府等】	H15～	流域水環境
● 太閤下水の文化財指定	【大阪市】	H16～	流域水環境
● 古都おおつ観光振興プロジェクト	【大阪市】	H17～H27	水辺の賑わい
◇ 西の湖美術館構想の検討・推進	【滋賀県内NPO等】	H16～H20	みずべプロムナートネットワーク
◇ 田園空間整備事業	【滋賀県、県内市町】	H10～	
◇ 文化的景観の保存・活用事業	【文化庁】	H16～H17	みずべプロムナートネットワーク
◇ 淀川の舟運再生と水辺の賑わい創出構想	【淀川舟運整備推進協議会】	H16	みずべプロムナートネットワーク

<凡例> ○:流域的要素のプロジェクト、 ●:地域的要素のプロジェクト、 ◇:ソフト的要素のプロジェクト

■流域の連携

琵琶湖・淀川流域圏に関係する様々な地域間、主体間、分野間が連携し、次代を担う子ども等を対象とした環境学習、住民参加による環境調査、流域内交流の促進等のプロジェクトを推進する。

事業名	事業主体	事業期間	5つの連携テーマとの関連
● 大津のヨシ作戦	【大津市】	H6～H27	流域連携
● 水再生センターへの転換推進事業	【大津市】	H17～H27	流域連携
● いがうえの大戸川生活排水浄化パートナーシップ事業	【いがうえの大戸川生活排水浄化パートナー協議会】	H12～H19	流域水環境
◇ 河川美化ボランティア活動推進事業	【三重県】	H8～	水辺の賑わい
◇ 地域通貨による棚田集落支援事業	【滋賀県】	H16～H18	流域水環境
◇ 淡海エコフオスター事業	【滋賀県内 住民、企業、学校等】	H12～	
◇ 京都モデルフォレスト創造事業	【京都府等】	H15～	流域水環境
◇ 京都府産木材認証制度	【京都府等】	H16～	流域水環境
◇ 琵琶湖・淀川流域圏再生促進プロジェクト	【大津市】	H17～H27	流域連携
◇ ハーモニー・フォレスト事業	【伊賀市】	H15～	流域水環境
◇ 河川レンジャー(仮称)	【国土交通省近畿地方整備局】	H15～	流域連携
◇ 河川保全利用委員会(仮称)	【国土交通省近畿地方整備局】	H16～	流域連携
◇ 地域の健全な水循環の確保及び保全を支援するための調査	【環境省】	H16～H18	流域水環境
◇ 木津川流域リフレッシュ事業	【木津川流域リフレッシュ協議会】	H11～H20	流域連携
◇ 滋賀県における流域アジェンダ策定・推進事業、同実践促進事業	【琵琶湖流域ネットワーク委員会、各流域協議会】	H13～	流域連携
◇ 「大阪子どもの水辺ネットワーク」支援事業	【(財)河川環境管理財団】	H15～	流域連携
◇ ジュニアリバースクール	【(財)琵琶湖・淀川水質保全機構】	H17～	流域連携
◇ クリーンアップ事業 めざせ！1万人のクリーンアップ	【(財)琵琶湖・淀川水質保全機構、各市民団体】	H17～	流域連携
◇ BYスタンラリー	【(財)琵琶湖・淀川水質保全機構】	H17～	流域連携

<凡例> ○:流域的要素のプロジェクト、 ●:地域的要素のプロジェクト、 ◇:ソフト的要素のプロジェクト